

**EPSON**

エプソングループ

# 生産材グリーン購入基準書

第 10 版

制 定 2003 年 1 月 15 日

改 定 2024 年 9 月 1 日

施 行 2024 年 12 月 1 日

**セイコーエプソン株式会社**

## 目 次

### 【基準内容】

1. 目 的
2. 対象範囲
3. 製品含有化学物質保証に関するエプソンの基本的な考え方
4. サプライヤー様への要求事項
5. お取引開始までの進め方
6. 本基準書改定時の対応
7. 情報の取り扱い
8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項

### 別紙 1：化学物質の取扱規格

1. 用語の説明
2. 化学物質群の取扱規格
  - 2.1 製品含有禁止化学物質
    - レベル 1 禁止物質
    - レベル 2 禁止物質
    - 付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件
    - 付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目
    - 付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質
    - 付表 2.1-4 参照法規制一覧
    - 付表 2.1-5 分析規格
  - 2.2 製造工程使用禁止化学物質

### 別紙 2：改定履歴

## 【基準内容】

### 1. 目的

本基準書は、「製品含有化学物質保証」に関する基本的な考え方と具体的な基準及び運用について定め、エプソングループ（以下、エプソンといいます）およびエプソンの顧客における問題発生を未然に防止することを目的とするものです。

### 2. 対象範囲

本基準書は、エプソンが調達するすべての「生産材」を対象とします。

なお「生産材」とは、エプソンの商品を構成するすべての完成品、半完成品、ユニット品、部品、原材料、付属品、オプション品、包装材（※）などをいいます。

（※）以下に対象となる例を示します。

包装材の例： 個装箱、外装箱、持ち運びのケース、緩衝材、内部外部の仕切り、留め具、接着剤、塗料、ステープル、梱包用テープ、インク、エプソンが仕様を決めている輸送用パレット

### 3. 製品含有化学物質保証に関するエプソンの基本的な考え方

エプソンは、次の(1)～(5)に定める考え方に基づき、生産材を調達します。

- (1) 法規制を遵守する
- (2) 本基準書で規定する禁止条件（閾値、含有部位、用途等）を遵守できるサプライヤー様より調達する
- (3) 確実な製品含有化学物質保証ができるサプライヤー様より調達する
- (4) 製品含有化学物質に関するデータの提供ができるサプライヤー様より調達する
- (5) サプライヤー様で保証されたものを受入れる

### 4. サプライヤー様への要求事項

エプソンは、「3. 製品含有化学物質保証に関するエプソンの基本的な考え方」に基づき確実な製品含有化学物質保証を実施することを目的として、サプライヤー様に次の(1)～(3)の事項の実施をお願いします。

- (1) 本基準書の遵守
- (2) 製品含有化学物質に関する保証体制の構築・維持
- (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出

以下に詳細を説明します。

#### (1) 本基準書の遵守

エプソンは、本基準書の内容遵守をご承諾いただいたサプライヤー様と取引することを基本とします。

なお本基準書は、お取引開始時と改定時にサプライヤー様に提示します。サプライヤー様は、本基準書の遵守について、承諾をお願いします。

詳細は「5. お取引開始までの進め方」、「6. 本基準書改定時の対応」をご覧ください。

#### (2) 製品含有化学物質に関する保証体制の構築・維持

確実な製品含有化学物質保証をするためには、サプライヤー様毎の体制構築・維持が必要です。

サプライヤー様は、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持の推進をお願いします。

具体的な内容は「8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項」をご覧ください。

なお、エプソンは、サプライヤー様の製品含有化学物質保証体制について、お取引開始時およびその後も必要に応じ確認します。確認方法の詳細は「5. お取引開始までの進め方」をご覧ください。

### (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出

確実な製品含有化学物質保証をするためには、サプライチェーン全体で製品含有化学物質に関する情報を正しく伝達する必要があります。サプライヤー様は、エプソンへ納入する生産材について、サプライチェーンを通じて把握した製品含有化学物質に関する情報の提出をお願いいたします。

<ご提出形式>

エプソンの各事業体の指定に従い、次の①または②の形式、もしくは①②両方の形式でご連絡ください。

形式	詳細
①chemSHERPA-AI/CI ファイル	成形品の場合は chemSHERPA-AI、 化学品の場合は chemSHERPA-CI ファイルをご提出ください。 chemSHERPA-AI の場合は、遵法判断情報と成分情報の両方が必要です。 ご記入にあたっては、chemSHERPA で提供するデータ作成支援ツールをご利用ください。 詳しい回答方法については、次のウェブサイトを提供するマニュアル、利用ルールをご参照ください。 <製品含有化学物質管理に関する情報（エプソン共通調査）> URL: <a href="https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/green-purchasing/chemical-substances.html">https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/green-purchasing/chemical-substances.html</a>
②その他： エプソンが指定したフォーマット	詳細は次のウェブサイトをご参照ください。 <サプライヤーにお願いする調査/提出物（事業体独自調査）> URL: <a href="https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/green-purchasing/green-standards.html">https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/green-purchasing/green-standards.html</a>

なお、エプソンの事業体・業界・法規制の状況、エプソンの顧客からの要求に対応するため、上記①②以外の対応をお願いする場合があります。エプソンの依頼部門が指定する方法で、ご連絡ください。

【例】

- ・エプソンの事業体が指定する物質の分析試験報告書  
(エプソンの事業体から測定方法の指定がある場合には、その方法による。分析規格については、付表 2.1-5 を参照)
- ・製品含有禁止化学物質、調査対象物質以外の非含有証明書、含有調査等

<EU REACH 認可候補物質 (SVHC) に関する情報>

成形品中に 0.1 重量%を超える EU REACH 認可候補物質 (SVHC) が含有している場合には、上記①②の形式で、それぞれのマニュアル、利用ルールに従いエプソンにご連絡ください。既に製品含有化学物質に関する情報を提出済みの生産材において、新たに SVHC の含有が判明した場合にも、上記の形式で改めてエプソンにご連絡ください。

## 5. お取引開始までの進め方

エプソンと新たにお取引を開始されるサプライヤー様には、お取引開始前に、エプソンから本基準書の最新版を提示します。サプライヤー様は、「4. サプライヤー様への要求事項」のうち、

- (1) 本基準書の遵守
- (2) 製品含有化学物質に関する保証体制の構築・維持

について、別途依頼する調査票にご回答いただき、エプソンにご提出ください。エプソンは、提出されたご回答内容を評価し、お取引開始の可否を判断します。

## 6. 本基準書改定時の対応

本基準書を改定する場合、エプソンは、効力発生日の30日前までに当該改定版をサプライヤー様に提示します。サプライヤー様は、当該改定版の内容をご確認いただき、ご承諾いただくとともに、その旨をエプソンにご回答ください。ご回答方法はエプソン所定の電子アンケートシステムによることを基本とします。

当該改定内容につきご承諾いただけない場合は、当該改定版の効力発生日までにエプソンにその旨をご連絡ください。

ご連絡いただけない場合、エプソンはサプライヤー様が当該改定版の本基準書に承諾したものとみなします。

なお、エプソンが当該改定版の効力発生日の30日前までにサプライヤー様にかかる通知をおこなわなかった場合には、別途サプライヤー様と対応を協議します。

## 7. 情報の取り扱い

製品含有化学物質管理の目的でサプライヤー様からご提出いただいた文書や情報は、原則として、エプソン内でのみ使用します。ただし、公的機関または各種認証機関、エプソンの顧客その他納入先等から要求があった場合には、提供者が特定されないように配慮した上で、提出された情報を第三者に開示することがありますので、ご了承願います。なお、個人情報につきましては、法令その他の規範を遵守し、適正に取り扱います。

## 8. 製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項

以下にサプライヤー様の製品含有化学物質保証体制に関する要請事項を示します。

### 8.1 方針及び計画策定

#### 8.1.1 方針作成

**製品含有化学物質管理に関する「取り組み」が盛り込まれた方針が策定され、維持されていること。**

#### 8.1.2 要求事項の特定

##### (1) 法律・規制及び顧客の要求事項の明確化

**製品に関する法律・規制及び顧客の要求事項の文書が管理され、常に最新情報を維持、管理されること。  
かつ、製品含有化学物質管理に関する情報を社内の必要な部門に対し適切に伝達できていること。**

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンで指示する化学物質群の管理については自社内で徹底してください。また、法律・規制、エプソンで指示する化学物質群については必要な部門が、必要な時に閲覧できる状態にしてください。

##### (2) 管理範囲の明確化

**製品含有化学物質管理の対象となる「工程」「物質」を明確にしていること。**

### 8.1.3 目標及び計画の作成

**管理範囲が明確にされ、それに見合った自社における達成目標及び計画が明確に策定されていること。**

(ポイント)

- ・時期を定めて含有を禁止する物質がある場合は、定められた時期に対して計画書を作成し、進捗管理を実施してください。結果として、法律・規制、エプソンの要求事項を満たしてください。

### 8.1.4 組織体制・役割権限の明確化

**製品含有化学物質管理を推進する体制(責任者および組織)が決められていること。**

(ポイント)

- ・出荷保証体制を決め、責任部門・責任者を明確にしてください。(新製品立ち上げ時、量産時、4M 変更時、サプライヤー管理など)
- ・代替活動については代替品選定部門と評価部門を決めて、法律・規制、エプソンの要求事項の遵守及び品質確保をしてください。

### 8.1.5 文書管理

**製品含有化学物質管理に関わる文書(記録を含む)が作成され維持・管理する仕組みがあること。**

(ポイント)

- ・項目 8.1.4 での出荷保証体制に基づき、具体的な手順を文書化してください。また、使用する帳票類について管理を実施してください。

### 8.1.6 教育・訓練

**教育の必要性を特定して各企業に見合った化学物質およびその管理に関する十分な知識習得に役立つカリキュラムがあり、必要な社員へ計画的に教育・訓練が実施されていること。**

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンの要求事項に対して正しく理解し、必要な知識・技能を持った人が業務を実施するために、教育体系に従った計画を作成し、実施してください。

## 8.2 実施及び運用

### 8.2.1 設計・開発

**製品含有禁止化学物質を回避するために製品の設計・開発過程(設計及び検証)でなすべきことを明確にし、実施していること。**

(ポイント)

- ・仕様書・図面などへ材料指定、禁止物質の必要遵守事項を明記してください。
- ・法律・規制、エプソンの要求事項をサプライヤーへ伝達してください。
- ・使用する生産材が法律・規制、エプソンの要求事項に適合しているか確認してください。

### 8.2.2 含有情報入手・確認

**サプライヤーから得られる製品含有化学物質情報の記入は、漏れがなく適切であることを確認し、また情報内容の確認についても、要求に照らし合わせ適正に行われていること。**

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンの要求事項に適合している事が確認できる帳票を決めてください。その帳票で調達する生産材が法律・規制、エプソンの要求事項に適合しているか確認してください。

### 8.2.3 調達管理

**自社製品を構成する部品・原材料のサプライヤーが、製品含有化学物質の管理を適切に行っているかどうかを確認し、改善をうながす仕組みがあり、実施していること。**

(ポイント)

- ・サプライヤーに対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の要求事項に適合したサプライヤーから調達を行ってください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください。また、不具合については改善してください。
- ・二次以降のサプライヤーに対しても、製品含有化学物質保証体制を要求するよう依頼してください。

### 8.2.4 製造工程

#### (1) 受入確認

**自社で行う「受け入れ確認」の中で製品含有化学物質についての検査方法・基準を明確にし、実施していること。分析測定による現品確認が適正に行われていること。**

(ポイント)

- ・受入部品・原材料のデータ確認や簡易分析等により、法律・規制、エプソンの要求事項への適合を確認してください。
- ・受入部品・原材料の管理状況が把握できない場合（リサイクル材料の使用など）には、必要に応じて法律・規制、エプソンの要求事項への適合を現物にて確認してください。

#### (2) 工程管理

**① 製造工程での混入・汚染（移行を含む）を防止し、酸化・蒸発・反応・含有濃度等の変化による影響を受けないことを確実にする工程管理を実施していること。**

(ポイント)

- ・法律・規制、顧客要求が異なる製品ではラインを分けて混入・汚染を防止してください。ラインを分けられない場合、混流工程での製品含有禁止化学物質の混入・汚染を防止する手段を明確にし、実施してください。
- ・法律・規制、顧客要求毎に製品の識別を実施してください。
- ・製品含有禁止化学物質を含む在庫がある場合、含有品と非含有品を違う場所に保管するなどして区分けしてください。また、含有品と非含有品について、履歴管理を実施してください。
- ・成形品から成形品への移行性があることが知られている物質（例：フタル酸エステル類）について、工程中でのそれらの汚染リスクを評価し、その防止策を実施してください。
- ・エプソン対象生産材の製造工程で使用禁止化学物質（別紙 1：2.2）を使用しないでください。

**② 製品含有化学物質の管理でなすべき事項への対応を加工委託先に要求するとともに、加工委託先の管理状況を定期的に確認・指導・監査する仕組みがあり実施していること。**

(ポイント)

- ・加工委託先に対して、本基準書に基づく製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求してください。
- ・本基準書の内容に基づき、実施事項の確認・指導をしてください。また、不具合については改善してください。
- ・加工委託先以降に対しても、製品含有化学物質保証体制の構築・維持を要求するよう依頼してください。
- ・エプソンの対象生産材の製造工程で使用禁止化学物質（別紙 1：2.2）を使用しないよう要求してください。

### 8.2.5 変更管理

製品含有化学物質管理についての変更管理ルールが定められ、適切に運用されていること。

(ポイント)

- ・以下の観点より 4M 変更処理手順を明確にし、実施してください。
  - ◇メーカー変更や原材料変更など、製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、4M 変更として定義してください。
  - ◇4M 変更の問題がないことを確認してください。
  - ◇製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更については、エプソンの確認を必要とします。納入窓口へ事前に連絡をしてください。
  - ◇エプソンの確認後、4M 変更を実施してください。
- ・サプライヤーに対しても、上記の観点より実施してください。

### 8.2.6 出荷時確認

製品含有化学物質管理に関する全ての工程で、確実な運用がなされ、得られた信頼性の高いデータをもって、出荷を判断していること。

(ポイント)

- ・法律・規制、エプソンの要求事項の対応に漏れがないことを確認する方法を明確にし、実施してください。また、確認した結果は記録・保管してください。

### 8.2.7 不適合時の対応

不適合発生時には、不適合品の処置（適合製品への混入防止を含む。）が適切になされ、関係者（推進責任者、経営責任者または事業責任者、関係部門、サプライヤー、顧客等）への通知や報告が速やかになされる体制が整っていること。また、事故の原因調査や対策、再発防止等が行われていること。

(ポイント)

- ・不適合発生時のエプソンへの報告責任者、報告手順を決めてください。
- ・対象の特定ができる方法（ロットトレース）を決め、実施してください。
- ・是正処置および予防処置手順を明確にし、実施してください。

### 8.2.8 情報提供

顧客及び第三者への情報提供について、特定の製品含有化学物質情報の算定が適正に行われていること。

(ポイント)

- ・エプソンからの問い合わせについて、情報提供ができる処理ルートを決めてください。

### 8.3 点検及び是正事項

製品含有化学物質管理についての内部監査があり、この中で製品含有化学物質管理について、運用を確認していること。

(ポイント)

- ・製品含有化学物質保証に関する手順が遵守されている事を確認してください。また、不具合について改善をしてください。
- ・サプライヤー、加工委託先での確認は「8.2.3 調達管理」、「8.2.4 (2)工程管理」に従い実施してください。

### 8.4 経営者による見直し

内部監査の結果、問題ある場合は、次期目標など施策に反映されていること。

(ポイント)

- ・「8.3 点検及び是正事項」での確認結果から、保証体制の改善を実施してください。

## 別紙 1 : 化学物質の取扱規格

### 1. 用語の説明

#### (1) 製品含有禁止化学物質

エプソンが製品（付属品、オプション、包装材なども含む）への含有に関する基準（要求事項・閾値など）を適用する化学物質を指し、次の 2 つに分類しています。

レベル 1 禁止物質：即時、基準を適用する化学物質

レベル 2 禁止物質：将来の、規定した時期から基準を適用する化学物質

#### (2) 製造工程使用禁止化学物質

エプソンが生産材の製造工程での使用を禁止する化学物質を指します。

#### (3) 化学物質

天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素及びその化合物を指します。

#### (4) 含有

化学物質が、意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品、材料に残存することを指します。なお、不純物として残存する場合や、製造工程や保管・輸送プロセスにおいて、副資材や包装材などからの意図しない混入・汚染（移行を含む）により残存する場合も含有として扱います。

ただし、本基準書で閾値が定められている場合を除いて、下記のいずれかに該当する場合には、運用上、含有としてみなさないものとします。

1. 一般的に予測できない要因によって残存する場合

2. 極微量のため残存する濃度に関する定量的な情報が得られない場合

#### (5) 意図的含有

製品に特定の特性、外観、性質、機能、品質をもたらすことを目的とし、意図して化学物質を添加すること、または化学反応によって生成させることで、製品を構成する部品、材料にその化学物質が残存することを指します。

#### (6) 不純物

天然素材中に存在し、工業材料としての一般的な精製過程で技術的に除去しきれない化学物質、または合成過程で生じ、一般的な精製過程で技術的に除去しきれない化学物質を指します。

#### (7) 閾値

製品を構成する部品・材料中に残存する特定の化学物質の量として、許容される最大の値を指します。

主に、閾値として濃度を用いて規定していますが、濃度とは異なる量を用いて規定する場合があります。

#### (8) 濃度

$(\text{対象の化学物質の含有質量}) \div (\text{対象の化学物質を含有する部位の質量})$

濃度の分母は法規制によって異なるため、本基準書の閾値に明記された分母をもとに、対象の化学物質の濃度を計算してください。

#### (9) 均質材料

全体的に一様な組成の単一の材料、または機械的動作により異なる材料に分離または解体され得ない、複数の材料の組み合わせから成る一つの材料を指します。

(10) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。化学物質、混合物（調剤）を除く生産材を指します。

(11) 混合物（調剤）

二つ以上の化学物質を混合したもの。例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなどがあります。

(12) 適用対象（製品含有禁止化学物質の表の項目）

表中の化学物質に対する基準を適用する対象を指し、製品・部品や材料の種類、用途などを定めています。

(13) 要求事項・閾値（製品含有禁止化学物質の表の項目）

表中の化学物質に関して適合を要求する基準を指し、「含有を禁止」などの要求事項や、閾値の具体的な数値を定めています。

(14) 適用除外（製品含有禁止化学物質の表の項目）

表中の化学物質に対する基準を適用しない対象や条件を指します。表の「適用対象」の記載に該当する対象であっても、「適用除外」の記載に該当する場合には、基準は適用されません。

(15) 参照法規制（製品含有禁止化学物質の表の項目）

表中の化学物質に対する基準を定める際に、拠り所としている代表的な法規制を指します。ただし、全ての国・地域の法規制を網羅するものではありません。表に記載された付番に対応する法規制の一覧を、付表 2.1-4 に記載しています。

(16) IEC 62474 DSL の ID（製品含有禁止化学物質の表の項目）

表中の化学物質に対応した、IEC 62474 が定める報告対象物質リスト（Declarable Substance List）における化学物質の ID（識別子）を指します。ただし、本基準書で定める適用対象、要求事項・閾値などは、IEC 62474 が報告対象物質リストで定める報告対象や報告閾値などとは異なる場合があります。

## 2. 化学物質群の取扱規格

2.1 項から 2.2 項に化学物質群の取扱規格を示します。

規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。

### 2.1 製品含有禁止化学物質

レベル 1 禁止物質

レベル 2 禁止物質

付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件

付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

付表 2.1-4 参照法規制一覧

付表 2.1-5 分析規格

### 2.2 製造工程使用禁止化学物質

## 2.1 製品含有禁止化学物質

・製品含有禁止化学物質を以下に示します。

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
1	ベンジジンおよびその塩	92-87-5 等	全て	含有を禁止	—	16	—
2	4-アミノフェニルおよびその塩	92-67-1 等	全て	含有を禁止	—	16	—
3	4-ニトロフェニルおよびその塩	92-93-3 等	全て	含有を禁止	—	16	—
4	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	全て	含有を禁止	—	16	—
5	2-ナフチルアミン（別名β-ナフチルアミン）およびその塩	91-59-8 等	全て	含有を禁止	—	16	—
6	ベンゼン	71-43-2	ゴムのり	希釈剤を含むゴムのりの 溶剤中で5%	—	16	—
7	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替品	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	6, 17, 25	00046
8	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）（※1）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	3	00047
9	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
10	アルドリン	309-00-2	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
11	ディルドリン	60-57-1	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
12	エンドリン	72-20-8	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
13	DDT	50-29-3	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
14	クロルデンまたはヘプタクロル	57-74-9 等	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド	56-35-9	全て	含有を禁止	—	17	00054
16	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン または N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	27417-40-9 28726-30-9 70290-05-0	全て	含有を禁止	—	17	—
17	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	混合物 上記を除く全て	含有を禁止 意図的含有を禁止	—	17, 25	—

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
18	トキサフェン	8001-35-2	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
19	マイルレックス	2385-85-5	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
20	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名 ケルセンまたはジコホル)	115-32-2	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
21	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	全て	含有を禁止	—	6, 17, 25	—
22	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (別名 UV-320)	3846-71-7	全て	含有を禁止	—	17	00035
23	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド (PFOSF) (※2)	307-35-7	全て	含有を禁止	—	17	—
24	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
25	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
26	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
27	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン)	58-89-9	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
28	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)] デカン-5-オン (別名 クロルデコン)	143-50-0	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
29	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	全て	含有を禁止	—	6, 17	—
30	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	6, 17	00020

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
31	ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル	87-86-5 等	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)非意図的な含有の場合 2)化学物質、混合物（調剤）、 成形品中に 5ppm 以下の場合	6, 17	—
32	DBBT（モノメチルジブロモジフェニルメタン）	99688-47-8	全て	含有を禁止	—	3	—
33	DBB（ジ- $\mu$ -オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン）	75113-37-0	全て	含有を禁止	—	3	—
34	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	全て	含有を禁止	—	3	—
35	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	全て	含有を禁止	—	3	—
36	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）（※1）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	2	00044
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	2, 17, 25 (※3)	00045, 00064
38	ポリ塩化ナフタレン類（PCN 類）（Cl : 1 以上）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	6, 17	00048
39	アスベスト類	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	3, 11, 25	00003
40	オゾン層破壊物質 （CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	1, 5, 18, 27	00032
41	ジメチル=フマラート（別名フマル酸ジメチル）（※1）	624-49-7	全て	含有を禁止	—	3	00016
42	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10~13）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	6, 11, 15, 17	00052
43	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩 （※4）	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	—	6, 17, 34	00124, 00125

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
44	ニッケルおよび その化合物	付表 2.1-3 参照	腕時計のケース、腕時計のベルトを 含む、皮膚に直接かつ長期間接触 する製品	製品からのニッケルの放出率が 0.5µg/cm <sup>2</sup> /week	ノンニッケルコーティングが施されており、そ の効果において通常使用状態で少なくと も2年間は製品からのニッケルの放出率 が0.5µg/cm <sup>2</sup> /week を超えない場合	3	00031
45	ホルムアルデヒド	50-00-0	・衣類や関連する服飾品 ・衣類と同程度に人の肌と接触す る、衣類以外の繊維製品 ・履物	均質材料中で 75ppm	—	3	00019
			下記の複合木材製品： ① ベニアコア(HWPW-VC) ② 複合コア(HWPW-CC) ③ パーティクルボード(PB) ④ 中質繊維板 (MDF) ⑤ 薄い中質繊維板 (Thin MDF) ⑥ ①～⑤を含む完成品	下記の法規制の要求を満足してい ない場合の含有を禁止 ・カリフォルニア規則 title17, §93120-93120.12 ・TSCA Title VI ・カナダ SOR/2021-148	・包装材 ・最終消費地が下記以外の場合 -米国 -カナダ	28, 38	—
46	カドミウムおよび その化合物	付表 2.1-3 参照	全て	均質材料中で 100ppm	適用除外項目：付表 2.1-2	2	00010
			製品に用いる安定剤、顔料、塗料/ インク、メッキ	均質材料中で 75ppm	—	14	—
			電池	付表 2.1-1 を参照	—	付表 2.1-1	00011
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、 重金属（鉛・水銀・カドミウム・六 価クロム）総量で 100ppm	—	7, 31	—

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
47	六価クロム化合物	付表 2.1-3 参照	全て	均質材料中で 1000ppm	—	2	00012
			皮膚と接触する革製品および革製の部分を含む成形品	革製の部分中で、革の乾燥重量あたり 3ppm 以上の含有を禁止	—	3	—
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、重金属（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム）総量で 100ppm	—	7, 31	—
48	鉛およびその化合物	付表 2.1-3 参照	全て	均質材料中で 1000ppm	適用除外項目：付表 2.1-2	2, 3	00021
			製品に用いるプラスチック、塗料/インク	均質材料中で 100ppm 以上の含有を禁止	—	13	—
			電池	付表 2.1-1 を参照	—	付表 2.1-1	00025
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、重金属（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム）総量で 100ppm	—	7, 31	—
			熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード	表面被覆材中で 300ppm	エプソンに含有量を報告し、許諾された場合	32	00024
			宝飾品（時計のバンドを含む）	個々の部品中で 500ppm 以上の含有を禁止	下記のいずれかに該当する場合 1)消費者が触れない時計の内部部品 2)クリスタルガラス 3)鉛添加処理をしていない天然宝飾品	3	—
49	炭酸鉛	598-63-0	塗料/インク	含有を禁止	—	13	—
50	硫酸鉛	7446-14-2	塗料/インク	含有を禁止	—	13	—

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
51	水銀およびその化合物	付表 2.1-3 参照	全て	意図的含有を禁止 または均質材料中で 1000ppm	適用除外項目： 付表 2.1-2	2, 12	00029
			電池	付表 2.1-1 を参照	—	付表 2.1-1	00030, 00132
			包装材	意図的含有を禁止 不純物については、各部材中の、重金属（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム） 総量で 100ppm	—	7, 31	—
52	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料（※5）	—	人体に直接かつ持続的に触れることを前提として作られた製品の人体接触部分	含有を禁止	—	3	00004
53	アゾ染料のリストに含まれるアゾ染料（表 2 参照）	表 2 参照	皮革・繊維製品の着色を目的とする化学物質または混合物	化学物質としての使用を禁止 または混合物中で 1000ppm	—	3	—
54	塩化コバルト（※6）	7646-79-9	シリカゲルおよびその他の調剤	シリカゲルおよびその他の調剤中で 100ppm	—	3	00013
55	三置換有機スズ化合物（※7）	付表 2.1-3 参照	全て	成形品およびその部品中で 1000ppm(スズ元素換算)	—	3, 15, 17	00055
56	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	付表 2.1-3 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚と接触することを意図する繊維/皮革製品</li> <li>・履物</li> <li>・育児製品</li> <li>・2 液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)</li> </ul>	成形品およびその部品中で 1000ppm(スズ元素換算)	—	3	00015
57	ジブチルスズ化合物 (DBT)	付表 2.1-3 参照	一般消費者向け混合物（調剤）または成形品およびその部品	混合物（調剤）または成形品およびその部品中で 1000ppm(スズ元素換算)	—	3	00014

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
58	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）	117-81-7	RoHS 指令対象外の生産材 （例：キャリングケース、スクリーン、包装材料、電池、取扱説明書など）	均質材料中で、 個々の物質で 1000ppm	—	2	00038, 00039, 00040, 00041
	フタル酸ジブチル（DBP） フタル酸ベンジルブチル（BBP） フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-74-2 85-68-7 84-69-5		可塑化された材料（※8）中に、 DEHP, DBP, BBP, DIBP の 総量で 1000ppm 以上の 含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する生産材 1) ヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しない生産材 2) 産業または農業のみの用途で使用される製品、または開放空間でのみ使用される製品の生産材	3	00036
59	ポリ塩化ビニル（PVC）	9002-86-2	包装材料	意図的含有を禁止	産業用製品の包装材料	21	—
60	赤リン	7723-14-0	電気/電子部品に使用している樹脂材料	樹脂材料中で 1000ppm	下記のいずれかに該当する場合 1) 異なる電極間の電気絶縁性に関与しない部品・部位に含有する場合 2) 赤リンに耐水性コーティング、またはそれに準ずる対策を施しており、リン酸の生成を抑制できている場合	エプソン方針（※9）	—

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
61	PAH ベンゾ(a)ピレン ベンゾ(e)ピレン ベンゾ(a)アントラセン クリセン ベンゾ(b)フルオランテン ベンゾ(j)フルオランテン ベンゾ(k)フルオランテン ジベンゾ(a,h)アントラセン	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	人の皮膚または口腔と長期間または短期間反復して、直接接触するゴムまたはプラスチックの部材を含む生産材	対象部材中で 1ppm 以上の含有を禁止	—	3	00108, 00109, 00110, 00111, 00112, 00113, 00114, 00115
62	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (別名 ビスフェノール A)	80-05-7	感熱紙	感熱紙中で 200ppm 以上の含有を禁止	—	3	00141
63	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA 関連化合物 (※10)	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	下記のいずれかに該当する場合 1)不純物として物質、混合物、成形品中に存在するパーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩の合計が 0.025ppm (25ppb) 以下の場合 2)不純物として物質、混合物、成形品中に存在するいずれかの一つまたは複数の PFOA 関連化合物の組み合わせの合計が 1ppm (1000ppb) 以下の場合	6, 17	00160, 00161
64	TSCA 重要新規利用規則対象長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物 (※11)	表 3 参照	表面コーティング(めっき処理を含む)を有する部品、及びコーティング用の材料	意図的含有を禁止	—	26	—

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照 法規制	IEC 62474 DSL の ID
65	フェノール, イソプロピルリン酸 (3:1) (PIP(3:1))	68937-41-7	全て	含有を禁止	—	25	00174
66	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	全て	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)納入形態あたり 10,000ppm(1wt%)以下の場合 2)エプソンに含有量を報告し、許諾された場合	25	—
67	フッ素系温室効果ガス (PFCs, SF6, HFCs) 類	付表 2.1-3 参照	表 4 の用途	意図的含有を禁止	—	8	00018
68	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩および PFHxS 関連化合物 (※12)	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	下記のいずれかに該当する場合 1)物質、混合物、成形品中にパーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩が 0.025ppm (25ppb)以下の場合 2)物質、混合物、成形品中に PFHxS 関連化合物の合計で 1ppm (1000ppb) 以下の場合	6, 11	00143
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロ カルボン酸 (C9-C14 PFCAs) と その塩および C9-C14 PFCA 関連 物質 (※13)	付表 2.1-3 参照	全て	含有を禁止	下記のいずれかに該当する場合 1)物質、混合物、成形品中に C9-C14 PFCAs およびその 塩の合計で 0.025ppm (25ppb)未満の場合 2)物質、混合物、成形品中に C9-C14 PFCA 関連物質の 合計で 0.26ppm (260ppb) 未満の場合	3	00182, 00183

レベル1 禁止物質（即時、基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
70	1～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	包装材料および印刷物 （保証書、取扱説明書など）	印刷インク中で 1,000ppm	—	39	—
71	3～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	包装材料および印刷物 （保証書、取扱説明書など）	印刷インク中で 1ppm	—	39	—
72	炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）	—	包装材料および印刷物 （保証書、取扱説明書など）	印刷インク中で 1,000ppm	—	39	—
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）（※14）	付表 2.1-3 参照	以下を含む繊維、糸、布地 から成る繊維製品 ・天然繊維 ・人造繊維 ・合成繊維 ・天然皮革、合成皮革	意図的含有を禁止 非意図的な含有については、 繊維製の材料中で、総有機 フッ素の濃度が 100ppm 以 上の含有を禁止	—	40	00193
74	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール （別名 UV-328）	25973-55-1	全て	含有を禁止	—	41	00130
75	デクロンプラスならびにその syn 異性体および anti 異性体 （別名 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタ シクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン）	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	全て	含有を禁止	—	41	00147

・EU REACH 規則付属書 X VII の（制限）物質は、法律に定められた運用とします。

参考： 欧州化学品庁 Web サイト <https://echa.europa.eu/web/guest/home>

・CAS No.については、IEC62474 等を参照し、代表の CAS No.を記入しました。製品含有禁止化学物質の全てを網羅するものではありません。

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質を参照。

・参照法規制は、付表 2.1-4 参照法規制一覧参照。

レベル2 禁止物質（将来の、規定した時期から基準を適用する化学物質）

No.	化学物質（群）名	CAS No.	適用対象	要求事項・閾値	適用除外	適用時期	参照法規制	IEC 62474 DSL の ID
1	パーおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）（※14）	付表 2.1-3 参照	以下を含む繊維、糸、 布地から成る繊維製品 ・天然繊維 ・人造繊維 ・合成繊維 ・天然皮革、合成皮革	意図的含有を禁止 非意図的な含有については、 繊維製の材料中で、 総有機フッ素の濃度が 50ppm 以上の含有を禁止	—	2026/1/1	40	00193
2	ビスフェノール類（※15）	付表 2.1-3 参照	感熱紙	含有を禁止	下記 1)2)の両条件に該当する場合 1)非意図的な含有の場合 2)ビスフェノール類の総量が 感熱紙中で 200ppm 未満の場合	2025/1/1	42	—
3	炭素数 9 から 21 までの パーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) と その塩および C9-C21 PFCA 関連物質（※16）	付表 2.1-3 参照	全て	意図的含有を禁止	—	2025/8/1	エプソン方針 (※17)	—

## 【物質に関する注】

- ※1 閾値はエプソン方針による。
- ※2 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(PFOSF)ともいう。
- ※3 有害物質規制法(TSCA)対象物質：デカブromoジフェニルエーテル (CAS.No.: 1163-19-5)
- ※4 分子式  $C_8F_{17}SO_2X$  (XはOH基、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他の誘導体) を持つ物質群。ペルフルオロオクタンスルホン酸ともいう。
- ※5 「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」とは、表1に示す芳香族アミンを、着色部分中に30ppmを超えて生成する可能性があるアゾ染料・顔料を指す。
- ※6 インジケータカードは、通常的环境(通常使用時)において、塩化コバルトを吸引するリスクは無いため、対象外。
- ※7 トリブチルスズ(TBT) /トリフェニルスズ(TPT) /その他の三置換有機スズ化合物を指す。ただし、ビス(トリブチルスズ)=オキシドは化審法の対象に含まれるため、含有を禁止 (No.15 参照)。
- ※8 可塑化された材料とは、以下の均質材料を意味する。
  - ポリ塩化ビニル(PVC), ポリ塩化ビニリデン(PVDC), ポリ酢酸ビニル(PVA), ポリウレタン。
  - シリコンゴムおよび天然ラテックスコーティングを除く他のあらゆるポリマー(特にポリマー発泡体およびゴム材料を含む)。
  - 表面コーティング、滑り止めコーティング、仕上げ剤、転写画、印刷された図柄
  - 接着剤、封止材、塗料及びインク
- ※9 発火事故防止の為  
詳細は、赤リンについて [https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/pdf/seg\\_k\\_0100\\_rp\\_j.pdf](https://corporate.epson/ja/sustainability/supply-chain/pdf/seg_k_0100_rp_j.pdf) を参照。
- ※10 ペルフルオロオクタン酸ともいう。ストックホルム条約に基づく各国、各地域の法律に定められた運用とする。  
PFOA 関連化合物：
  - ・構造的な要素の1つとして( $C_7F_{15}$ )C部分を持つ直鎖状または分鎖上のパーフルオロヘプチル基を有し、PFOAに分解するあらゆる物質(塩およびポリマーを含む)
  - ・ただし、以下の物質は含まれない
    - $C_8F_{17}-X$ , ここでのXは、F, Cl, Br
    - $CF_3[CF_2]_n-R'$ に包含されるフルオロポリマー, ここでのR'は、あらゆる基,  $n > 16$
    - 8個以上のパーフルオロ炭素をもつパーフルオロアルキルカルボン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物および無水物を含む)
    - 9個以上のパーフルオロ炭素をもつパーフルオロアルカンスルホン酸およびパーフルオロホスホン酸(その塩、エステル、ハロゲン化物および無水物を含む)
    - パーフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体
- ※11 40 C.F.R. § 721.10536(b)(2) に規定された物質が対象。詳細は [Federal Register Notice](#) を参照。
- ※12 ペルフルオロヘキサンスルホン酸ともいう。  
PFHxS 関連化合物：構造的な要素の一つとして硫黄原子に直接結合した化学式  $C_6F_{13}$  の直鎖状または分鎖状のパーフルオロヘキシル基を有し、PFHxSに分解するあらゆる物質(それらの塩およびポリマーを含む)

※13 C9-C14 PFCAs :

・化学式  $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$  の直鎖状または分鎖状のパーフルオロカルボン酸 ( $n=8, 9, 10, 11, 12, 13$ )

C9-C14 PFCA 関連物質 :

・別の炭素原子に直接結合している化学式  $C_nF_{2n+1}$ -のパーフルオロ基 ( $n=8, 9, 10, 11, 12, 13$ ) を有し、

C9-C14 PFCAs に分解すると考えられる物質 (それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む)

・構造的な要素の 1 つとして、別の炭素原子に直接結合していない化学式  $C_nF_{2n+1}$ -のパーフルオロ基 ( $n=9, 10, 11, 12, 13, 14$ ) を有し、

C9-C14 PFCAs に分解すると考えられる物質 (それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む)

・ただし、以下の物質は含まれない

-  $C_nF_{2n+1}-X$ , ここでの X は F, Cl, Br で、 $n=9, 10, 11, 12, 13, 14$  (それらのあらゆる組み合わせを含む)

-  $C_nF_{2n+1}-C(=O)OX'$ , ここでの X' は塩を含むあらゆる基で、 $n > 13$

※14 「パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」とは、少なくとも 1 つの完全にフッ素化された炭素原子を含むフッ素化有機化学物質を指す。

※15 ビスフェノール類とは、単一の架橋原子によって結合された 2 つのフェノール環を持つ化学物質を指す。架橋原子およびフェノール環が追加の置換基を有している化学物質も含む。

※16 C9-C21 PFCAs :

・化学式  $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$  の直鎖状または分鎖状のパーフルオロカルボン酸 ( $n=8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20$ )

C9-C21 PFCA 関連物質 :

・別の炭素原子に直接結合している化学式  $C_nF_{2n+1}$ -のパーフルオロ基 ( $n=8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20$ ) を有し、C9-C21 PFCAs に分解すると考えられる物質 (それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む)

・構造的な要素の 1 つとして、別の炭素原子に直接結合していない化学式  $C_nF_{2n+1}$ -のパーフルオロ基 ( $n=9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21$ ) を有し、C9-C21 PFCAs に分解すると考えられる物質 (それらの塩およびあらゆる組み合わせを含む)

・ただし、以下の物質は含まれない

-  $C_nF_{2n+1}-X$ , ここでの X は F, Cl, Br で、 $n=9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21$  (それらのあらゆる組み合わせを含む)

-  $C_nF_{2n+1}-C(=O)OX'$ , ここでの X' は塩を含むあらゆる基で、 $n > 20$

※17 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において附属書 A への追加が検討されており、近い将来に各国・各地域における規制の施行が予想される為

表 1 一部の芳香族アミンのリスト

No.	化学物質名	CAS No.
1	Biphenyl-4-ylamine	92-67-1
2	Benzidine	92-87-5
3	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
4	2-naphthylamine	91-59-8
5	o-aminoazotoluene	97-56-3
6	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
7	4-chloroaniline	106-47-8
8	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
9	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
10	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
11	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
12	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
13	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
14	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
15	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
16	4,4'-oxydianiline	101-80-4
17	4,4'-thiodianiline	139-65-1
18	o-toluidine	95-53-4
19	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
20	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
21	o-anisidine	90-04-0
22	4-amino azobenzene	60-09-3

表 2 アゾ染料のリスト

化学物質名(英語)	CAS No.
A mixture of disodium(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naohtolato)(1-(5-chloro-2-oxidophenylazo)-2-naphtholato)chromate(1-); trisodium bis(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)chromate(1-)	Not allocated Component 1: CAS-No.:118685-33-9 C <sub>39</sub> H <sub>23</sub> ClCrN <sub>7</sub> O <sub>12</sub> S <sub>2</sub> .2Na Component 2: C <sub>46</sub> H <sub>30</sub> CrN <sub>10</sub> O <sub>20</sub> S <sub>2</sub> .3Na

表3 TSCA 重要新規利用規則対象長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(※11)のリスト

No.	化学物質(群)名	CAS No.	備考
1	Sodium;2-methylpropane-1-sulfonate	68187-47-3	接着剤における使用は対象外
2	1,1,2,2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol	68391-08-2	繊維、皮革、硬質素材(樹脂、木材、金属等)の表面処理に使用される表面コーティングや、仕上げの製造、加工および湿潤剤の製造における使用は対象外
3	Thiols, C8-20, gamma-omegaperfluoro, telomers with acrylamide	70969-47-0	-
4	Thiols, C4-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts	1078712-88-5	-
5	1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-(2-((gamma-omega-perfluoro-C4-20-alkyl)thio)acetyl) derivs., inner salts	1078715-61-3	-
6	Polyfluoroalkyl betaine	CBI	CBI(企業秘密情報)に関するEPA 受付番号 71217
7	Modified fluoroalkyl urethane	CBI	CBI(企業秘密情報)に関するEPA 受付番号 89419
8	Perfluorinated polyamine	CBI	CBI(企業秘密情報)に関するEPA 受付番号 274147
9	Perfluorooctyl iodide	507-63-1	レベル1禁止物質の、『No.63 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連化合物』に含まれる物質
10	Tetrahydroperfluoro-1-decanol	678-39-7	
11	Perfluoro-1-dodecanol	865-86-1	
12	Perfluorodecyl iodide	2043-53-0	
13	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide	2043-54-1	
14	Perfluorodecylethyl acrylate	17741-60-5	
15	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate	27905-45-9	
16	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane	30046-31-2	
17	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol	39239-77-5	
18	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol	60699-51-6	
19	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane	65510-55-6	
20	Silicic acid (H <sub>4</sub> SiO <sub>4</sub> ), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptafluoro-1-decanol	125476-71-3	-

表 4 フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類の意図的含有を禁止する用途

物質	禁止用途	適用除外、法の適用開始日
PFCs, SF6, HFCs	使い捨て容器, 窓, 履物, タイヤ	—
	構成要素が 1 種類の発泡剤	安全基準を満たすために必要な場合
HFCs, PFCs	直接蒸発する開放系システム	—
PFCs, HFC-23	防火設備	—
HFCs (GWP150 以上)	一般向けに販売する娯楽、装飾を目的とした煙霧発生器、 家庭用冷蔵庫・冷凍庫、工業用エアゾル製品、 業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500 以上) 、 移動型室内用エアコン、 断熱、防音等の目的で使用されるフォーム(押出ポリスチレン)	—
	固定冷蔵機器(GWP2500 以上)	製品を-50℃より低い温度に冷却する ように設計されたアプリケーション向けの 機器
	業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500 未満)、 40kw 以上の業務用集中管理冷蔵装置	—
	断熱、防音等の目的で使用されるフォーム(その他フォーム)	—
	3 キロ未満の F ガスを含むスプリット型エアコン(GWP750 以上)	法の適用開始日:2025/1/1

付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件

一次電池						
電池の種類			製品含有禁止化学物質および要求事項・閾値			参照 法規制
			カドミウムおよび その化合物	鉛および その化合物	水銀および その化合物	
1	アルカリ電池	ボタン型	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 40ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材 料中で 5ppm、およびセル 当り 25mg	4, 19, 20, 24, 29, 30, 33, 36, 37
		非ボタン型	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 40ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、電池の 重量比で 1ppm、および、 均質材料中で 5ppm	4, 19, 20, 22, 23, 24, 29, 33
2	マンガン電池	全て	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、電池の 重量比で 1ppm、および、 均質材料中で 5ppm	4, 19, 20, 22, 23, 24, 29, 30, 33, 37
3	酸化水銀電池	全て	使用禁止			4, 19, 24, 29, 30
4	酸化銀電池	ボタン型	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材 料中で 5ppm、および、セル 当り 25mg	4, 19, 23, 24, 30, 33, 36
5	空気亜鉛電池	ボタン型	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm		
6	1 - 5 以外の 一次電池	全て	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材 料中で 5ppm、および、ボタ ン型はセル当り 25mg	4, 19, 24, 30, 33, 35, 36

付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件

二次電池						
電池の種類			製品含有禁止化学物質および要求事項・閾値			参照 法規制
			カドミウムおよび その化合物	鉛および その化合物	水銀および その化合物	
7	・ニッケル水素電池 ・アルカリ二次電池	ボタン型	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材 料中で 5ppm、および、セル 当り 25mg	4, 19, 24, 33, 36
		非ボタン型	・電池の重量比で 10ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、電池の 重量比で 1ppm、および、均 質材料中で 5ppm	4, 19, 20, 24, 33, 36
8	鉛蓄電池	工業用/業務用専用品*以外は、使用禁止				4, 36
		工業用/ 業務用 専用品	・電池の重量比で 100ppm	—	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材 料中で 5ppm	4, 19, 24, 33, 37
9	7,8 以外の 二次電池	全て	・電池の重量比で 20ppm	・電池の重量比で 100ppm	・意図的含有を禁止 ・不純物については、均質材 料中で 5ppm、および、ボタ ン型はセル当り 25mg	4, 19, 24, 33, 36

\*工業用/業務用専用品：工業用、業務用専用に設計された重量 5kg 以上の電池

付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目

エプソンに関する適用除外項目とエプソンが定める禁止時期を以下に示します。選択すべき項目がない場合は、法律が定める適用除外項目とその満了日をご確認ください。不明点がある場合には、担当者にご連絡ください。

参考：EU 委員会 Web サイト：[https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive\\_en](https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en)

本付表には、2024 年 8 月 1 日時点の法律要求に基づく適用除外項目と期限の満了日を記載しています。

今後、RoHS 指令の適用除外項目の見直しにより、適用除外項目名、期限の満了日が修正された場合には、最新の法律要求に基づく適用除外項目と期限満了日が本付表に適用されます。

物質： カドミウムおよびその化合物			
No.	適用除外項目名 (*1)	禁止時期	法律が定める 期限満了日 (*1)
8(b) (*2)	電気接点中のカドミウムとその化合物	法律が定める期限 満了日の 1 年前 (*4)	2024/7/21
8(b)-I (*3)	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流250V以上で定格電流 6A 以上、または交流125V以上 定格電流12A以上の交流スイッチ ・定格電力が直流18V以上で定格電流20A以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ		2021/7/21
13(b) (*2)	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウム		2024/7/21
13(b)-II (*3)	EU RoHS指令 付属書IIIの表示記号39に該当する用途を除く、ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム		2021/7/21

付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目

物質：鉛およびその化合物			
No.	適用除外項目名 (*1)	禁止時期	法律が定める 期限満了日 (*1)
5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が0.2wt%を超えないもの	即時(*6)	未確定
6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35 wt%までの鉛	即時	2019/6/30 (*5)
6(a)-I (*7)	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、 ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比0.2%まで含まれる鉛	法律が定める期限 満了日の1年前 (*4)	2021/7/21 (*5)
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4wt%までの鉛	即時	2019/6/30 (*5)
6(b)-I (*7)	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金 元素として含まれる0.4重量%までの鉛	法律が定める期限 満了日の1年前 (*4)	2021/7/21 (*5)
6(b)-II (*7)	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4重量% までの鉛		2021/5/18 (*5)
6(c)	鉛含有量が4wt%以下の銅合金		2021/7/21 (*5)
7(a)	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の 鉛ベースの合金)		2021/7/21 (*5)
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・ 伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けの はんだに含まれる鉛	即時	2016/7/21 (*5)
7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛 を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミック を母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	法律が定める期限 満了日の1年前 (*4)	2021/7/21 (*5)
7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内 の誘電体セラミック中の鉛		
7(c)-III	定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体 セラミック中の鉛	即時	2013/1/1
7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジ ルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	法律が定める期限 満了日の1年前 (*4)	2021/7/21 (*5)
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛		
15(a)	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間 における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	即時(*6)	2020/2/29 (*5) (*8)
29	理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリ1、2、3および4)で定 義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	即時(*6)	2021/7/21 (*5)
34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部 品中の鉛	法律が定める期限 満了日の1年前 (*4)	2021/7/21 (*5)

付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目

物質： 水銀およびその化合物			
エプソンは、水銀およびその化合物の適用除外項目のうち、下表に示す項目以外の使用を禁止します。			
No.	適用除外項目名 (*1)	禁止時期	法律が定める 期限満了日 (*1)
4(f)-I	RoHS指令の付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	法律が定める期限 満了日の1年前 (*4)	2025/2/24
4(f)-II	2000ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀		2027/2/24
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀		2027/2/24
4(f)-IV	紫外線スペクトラムで発光するランプ中の水銀		2027/2/24

- \*1 今後、EU RoHS 指令の適用除外項目の見直しに基づき、適用除外項目名、期限満了日が修正された場合には、最新の法律要求が適用されます。
- \*2 カテゴリ 9 の産業用監視制御機器、およびカテゴリ 11 の適用除外項目です。
- \*3 カテゴリ 1-7、および 10 の電気電子製品の適用除外項目です。
- \*4 禁止時期は「法律が定める適用除外期限の満了日の1年前」と定めます。今後、EU RoHS 指令の適用除外項目の見直しにより、適用除外項目名および期限満了日が修正された場合、最新の法律要求に基づく対応をお願いします。ただし、エプソンから指示がある場合、または、法規制要求および顧客要求を満たす管理を確実に実施できることをエプソンが確認した場合に限り、禁止時期以降も適用除外項目を認める場合があります。
- 例：対象部材が、法律が定める期限満了日前に上市した製品のスペアパーツである場合  
期限延長申請が既に提出されており、審査により期限満了日が決定するまで、使用可能となっている場合  
その場合も、代替活動は継続して頂き、法律が定める期限満了日が確定次第、代替品をご納入頂けるようご準備頂きたく、宜しくお願い致します。
- なお、法律が定める期限満了日を過ぎている項目がありますが、それらは、期限延長申請済みのため、新たな期限満了日の1年前まで使用可能です。
- \*5 以下の電気電子製品について、法律が定める期限の満了日は 2024/7/21 です。
- カテゴリ 9 の産業用監視制御機器
  - カテゴリ 11 の電気電子製品
- \*6 法律上の期限の満了日に先行して、既にエプソンへの納入を禁止している項目です。
- \*7 6(a)または 6(b)の新項目です。
- \*8 下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の期限満了日は 2021/7/21 です。
- 90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ
  - いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm<sup>2</sup> 以上
  - 300mm<sup>2</sup> 以上のダイ、または 300mm<sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
7	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品	Polychlorinated Biphenyls (all isomers and congeners)	1336-36-3
7	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品	Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane	76253-60-6
7	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品	Monomethyl-dichloro-diphenyl methane	81161-70-8
7	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品	Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	99688-47-8
8	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	Polychlorinated Terphenyls (PCT) (all isomers and congeners)	61788-33-8
30	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)-	Hexabromocyclododecane (HBCDD)	25637-99-4
30	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)	alpha-hexabromocyclododecane	134237-50-6
30	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)	beta-hexabromocyclododecane	134237-51-7
30	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)	gamma-hexabromocyclododecane	134237-52-8
30	ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	3194-55-6
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Polybrominated Biphenyls	59536-65-1
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Dibromobiphenyl	92-86-4
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	2-Bromobiphenyl	2052-07-5
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	3-Bromobiphenyl	2113-57-7
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	4-Bromobiphenyl	92-66-0
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Tribromobiphenyl	59080-34-1
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Tetrabromobiphenyl	40088-45-7
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Pentabromobiphenyl	56307-79-0
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Hexabromobiphenyl	59080-40-9
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	hexabromo-1,1-biphenyl	36355-01-8
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Firemaster FF-1	67774-32-7
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Heptabromobiphenyl	35194-78-6
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Octabromobiphenyl	61288-13-9
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Nonabromobiphenyl	27753-52-2
36	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	Decabromobiphenyl	13654-09-6
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Bromodiphenyl ether	101-55-3
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Dibromodiphenyl ethers	2050-47-7
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Tribromodiphenyl ether	49690-94-0
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Tetrabromodiphenyl ethers	40088-47-9
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Hexabromodiphenyl ether	36483-60-0
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Heptabromodiphenylether	68928-80-3
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Nonabromodiphenylether	63936-56-1
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Decabromodiphenyl ether	1163-19-5
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Pentabromodiphenyl ether	32534-81-9
37	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	Octabromodiphenyl ether	32536-52-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Naphthalene, chloro derivatives	70776-03-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1-Chloronaphthalene	90-13-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	2-Chloronaphthalene	91-58-7
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,5-Dichloronaphthalene	1825-30-5
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,4-Dichloronaphthalene	1825-31-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2-Dichloronaphthalene	2050-69-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,6-Dichloronaphthalene	2050-72-8

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,7-Dichloronaphthalene	2050-73-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,8-Dichloronaphthalene	2050-74-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	2,3-Dichloronaphthalene	2050-75-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	2,6-Dichloronaphthalene	2065-70-5
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3-Dichloronaphthalene	2198-75-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	2,7-Dichloronaphthalene	2198-77-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Chloronaphthalene	25586-43-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Dichloronaphthalene	28699-88-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Pentachloronaphthalene	1321-64-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Trichloronaphthalene	1321-65-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Hexachloronaphthalene	1335-87-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Tetrachloronaphthalene	1335-88-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Perchloronaphthalene	2234-13-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,4,6-Trichloronaphthalene	2437-54-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,4,5-Trichloronaphthalene	2437-55-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,4,5,8-Tetrachloronaphthalene	3432-57-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,8-Tetrachloronaphthalene	6529-87-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,5-Tetrachloronaphthalene	6733-54-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,6,7,8-Hexachloronaphthalene	17062-87-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4-Tetrachloronaphthalene	20020-02-4
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,5,8-Tetrachloronaphthalene	31604-28-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	Heptachloronaphthalene	32241-08-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	2,3,6,7-Tetrachloronaphthalene	34588-40-4
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4-Trichloronaphthalene	50402-51-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3-Trichloronaphthalene	50402-52-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,5-Trichloronaphthalene	51570-43-5
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,6-Trichloronaphthalene	51570-44-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,6-Tetrachloronaphthalene	51570-45-7
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5-Tetrachloronaphthalene	53555-63-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,5,7-Tetrachloronaphthalene	53555-64-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5,7-Pentachloronaphthalene	53555-65-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,5-Trichloronaphthalene	55720-33-7
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,7-Trichloronaphthalene	55720-34-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,8-Trichloronaphthalene	55720-35-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,6-Trichloronaphthalene	55720-36-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,7-Trichloronaphthalene	55720-37-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,8-Trichloronaphthalene	55720-38-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,6,7-Trichloronaphthalene	55720-39-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	2,3,6-Trichloronaphthalene	55720-40-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,7-Tetrachloronaphthalene	55720-41-7
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,6,7-Tetrachloronaphthalene	55720-42-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,4,6,7-Tetrachloronaphthalene	55720-43-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,5,6,7-Heptachloronaphthalene	58863-14-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,5,6,8-Heptachloronaphthalene	58863-15-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,5,6-Hexachloronaphthalene	58877-88-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,7-Tetrachloronaphthalene	67922-21-8

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,5,6-Tetrachloronaphthalene	67922-22-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,5,7-Tetrachloronaphthalene	67922-23-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,6,8-Tetrachloronaphthalene	67922-24-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,5-Pentachloronaphthalene	67922-25-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,6-Pentachloronaphthalene	67922-26-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,5,7-Hexachloronaphthalene	67922-27-4
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,5,6,8-Hexachloronaphthalene	90948-28-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,5,7,8-Hexachloronaphthalene	103426-92-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,5,8-Hexachloronaphthalene	103426-93-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5,7,8-Hexachloronaphthalene	103426-94-4
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5,6,8-Hexachloronaphthalene	103426-95-5
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,4,6,7-Hexachloronaphthalene	103426-96-6
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5,6,7-Hexachloronaphthalene	103426-97-7
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,6-Tetrachloronaphthalene	149864-78-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,6,7-Tetrachloronaphthalene	149864-79-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,5,8-Tetrachloronaphthalene	149864-80-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,8-Tetrachloronaphthalene	149864-81-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,7,8-Tetrachloronaphthalene	149864-82-4
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,7,8-Pentachloronaphthalene	150205-21-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,3,6,8-Tetrachloronaphthalene	150224-15-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,6,7-Pentachloronaphthalene	150224-16-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,6,7-Pentachloronaphthalene	150224-17-2
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5,6-Pentachloronaphthalene	150224-18-3
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,5,7-Pentachloronaphthalene	150224-19-4
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,5,6-Pentachloronaphthalene	150224-20-7
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,7,8-Pentachloronaphthalene	150224-21-8
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,6,8-Pentachloronaphthalene	150224-22-9
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,6,8-Pentachloronaphthalene	150224-23-0
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,3,5,8-Pentachloronaphthalene	150224-24-1
38	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (Cl : 1 以上)	1,2,4,5,8-Pentachloronaphthalene	150224-25-2
39	アスベスト類	Asbestos	1332-21-4
39	アスベスト類	Actinolite	77536-66-4
39	アスベスト類	Amosite (Grunerite)	12172-73-5
39	アスベスト類	Anthophyllite	77536-67-5
39	アスベスト類	Chrysotile	12001-29-5
39	アスベスト類	Crocidolite	12001-28-4
39	アスベスト類	Tremolite	77536-68-6
40	オゾン層破壊物質	CFC-11	75-69-4
40	オゾン層破壊物質	CFC-12	75-71-8
40	オゾン層破壊物質	CFC-13	75-72-9
40	オゾン層破壊物質	CFC-111	354-56-3
40	オゾン層破壊物質	CFC-112	76-12-0
		CFC-112	76-12-0
		CFC-112a	76-11-9
40	オゾン層破壊物質	CFC-113	76-13-1
		CFC-113	76-13-1
		CFC-113a	354-58-5

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。（特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。）

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
40	オゾン層破壊物質	CFC-114	76-14-2
40	オゾン層破壊物質	CFC-115	76-15-3
40	オゾン層破壊物質	CFC-211 CFC-211aa CFC-211ba	422-78-6 135401-87-5 422-78-6 422-81-1
40	オゾン層破壊物質	CFC-212	3182-26-1
40	オゾン層破壊物質	CFC-213	2354-06-5 134237-31-3
40	オゾン層破壊物質	CFC-214 CFC-214aa CFC-214cb	29255-31-0 2268-46-4 -
40	オゾン層破壊物質	CFC-215 CFC-215aa CFC-215ba CFC-215bb CFC-215cb CFC-215ca	1599-41-3 1599-41-3 76-17-5 - - 4259-43-2
40	オゾン層破壊物質	CFC-216	661-97-2
40	オゾン層破壊物質	CFC-217	422-86-6
40	オゾン層破壊物質	Halon-1011	74-97-5
40	オゾン層破壊物質	Halon-1202	75-61-6
40	オゾン層破壊物質	Halon-1211	353-59-3
40	オゾン層破壊物質	Halon-1301	75-63-8
40	オゾン層破壊物質	Halon-2402	124-73-2
40	オゾン層破壊物質	carbon tetrachloride	56-23-5
40	オゾン層破壊物質	Methylchloroform	71-55-6
40	オゾン層破壊物質	methyl bromide	74-83-9
40	オゾン層破壊物質	ethyl bromide	74-96-4
40	オゾン層破壊物質	trifluoromethyl iodide	2314-97-8
40	オゾン層破壊物質	methyl chloride	74-87-3
40	オゾン層破壊物質	HBFC-21 B2	1868-53-7
40	オゾン層破壊物質	HBFC-22 B1	1511-62-2
40	オゾン層破壊物質	HBFC-31 B1	373-52-4
40	オゾン層破壊物質	HBFC-121 B4	306-80-9
40	オゾン層破壊物質	HBFC-122 B3	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-123 B2	354-04-1
40	オゾン層破壊物質	HBFC-124 B1	124-72-1
40	オゾン層破壊物質	HBFC-131 B3	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-132 B2	75-82-1
40	オゾン層破壊物質	HBFC-133 B1	421-06-7
40	オゾン層破壊物質	HBFC-141 B2	358-97-4
40	オゾン層破壊物質	HBFC-142 B1	420-47-3
40	オゾン層破壊物質	HBFC-151 B1	762-49-2
40	オゾン層破壊物質	HBFC-221 B6	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-222 B5	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-223 B4	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-224 B3	-

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。（特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。）

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
40	オゾン層破壊物質	HBFC-225 B2	431-78-7
40	オゾン層破壊物質	HBFC-226 B1	2252-78-0
40	オゾン層破壊物質	HBFC-231 B5	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-232 B4	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-233 B3	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-234 B2	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-235 B1	460-88-8
40	オゾン層破壊物質	HBFC-241 B4	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-242 B3	70192-80-2
40	オゾン層破壊物質	HBFC-243 B2	431-21-0
40	オゾン層破壊物質	HBFC-244 B1	679-84-5
40	オゾン層破壊物質	HBFC-251 B3	75372-14-4
40	オゾン層破壊物質	HBFC-252 B2	460-25-3
40	オゾン層破壊物質	HBFC-253 B1	421-46-5
40	オゾン層破壊物質	HBFC-261 B2	51584-26-0
40	オゾン層破壊物質	HBFC-262 B1	-
40	オゾン層破壊物質	HBFC-271 B1	1871-72-3
40	オゾン層破壊物質	HCFC-21	75-43-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-22	75-45-6
40	オゾン層破壊物質	HCFC-31	593-70-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-121 HCFC-121 HCFC-121a	134237-32-4 354-14-3 354-11-0
40	オゾン層破壊物質	HCFC-122 HCFC-122 HCFC-122a HCFC-122b	41834-16-6 354-21-2 354-15-4 354-12-1
40	オゾン層破壊物質	HCFC-123 HCFC-123 HCFC-123a HCFC-123b	34077-87-7 306-83-2 354-23-4 90454-18-5 812-04-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-124 HCFC-124 HCFC-124a	63938-10-3 2837-89-0 354-25-6
40	オゾン層破壊物質	HCFC-131 HCFC-131 HCFC131a HCFC-131b	27154-33-2; (134237-34-6) 359-28-4 811-95-0 2366-36-1
40	オゾン層破壊物質	HCFC-132 HCFC-132 HCFC-132a HCFC-132b HFCE-132c	25915-78-0 431-06-1 471-43-2 1649-08-7 1842-05-3
40	オゾン層破壊物質	HCFC-133 HCFC-133 HCFC-133a HCFC-133b	1330-45-6 431-07-2 1330-45-6 75-88-7 421-04-5

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。（特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。）

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
40	オゾン層破壊物質	HCFC-141 HCFC-141 HCFC-141a HCFC-141b	1717-00-6; (25167-88-8) 430-57-9 430-53-5 1717-00-6
40	オゾン層破壊物質	HCFC-142 HCFC-142 HCFC-142b HCFC-142a	25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7
40	オゾン層破壊物質	HCFC-151 HCFC-151 HCFC-151a	110587-14-9 762-50-5 1615-75-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-221 HCFC-221ab	134237-35-7 29470-94-8 422-26-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-222 HCFC-222ca HCFC-222aa	134237-36-8 422-49-1 422-30-0
40	オゾン層破壊物質	HCFC-223 HCFC-223ca HCFC-223cb	134237-37-9 422-52-6 422-50-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-224 HCFC-224ca HCFC-224cb HCFC-224cc	134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-5
40	オゾン層破壊物質	HCFC-225 HCFC-225aa HCFC-225ba HCFC-225bb HCFC-225ca HCFC-225cb HCFC-225cc HCFC-225da HCFC-225ea HCFC-225eb	127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2
40	オゾン層破壊物質	HCFC-226 HCFC-226da	134308-72-8 431-87-8
40	オゾン層破壊物質	HCFC-231 HCFC-231bb	134190-48-0 421-94-3
40	オゾン層破壊物質	HCFC-232 HCFC-232fc	134237-39-1 460-89-9
40	オゾン層破壊物質	HCFC-233 HCFC-233fb	134237-40-4 7125-83-9
40	オゾン層破壊物質	HCFC-234 HCFC-234db	127564-83-4 425-94-5
40	オゾン層破壊物質	HCFC-235 HCFC-235fa	134237-41-5 460-92-4
40	オゾン層破壊物質	HCFC-241 HCFC-241db	134190-49-1 666-27-3
40	オゾン層破壊物質	HCFC-242 HCFC-242fa	134237-42-6 460-63-9

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。（特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。）

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
40	オゾン層破壊物質	HCFC-243 HCFC-243cc HCFC-243db HCFC-243fa	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5
40	オゾン層破壊物質	HCFC-244 HCFC-244ca HCFC-244cc	134190-50-4 679-85-6 421-75-0
40	オゾン層破壊物質	HCFC-251 HCFC-251fb HCFC-251dc	134190-51-5 818-99-5 421-41-0
40	オゾン層破壊物質	HCFC-252 HCFC-252fb	134190-52-6 819-00-1
40	オゾン層破壊物質	HCFC-253 HCFC-253fb	134237-44-8 460-35-5
40	オゾン層破壊物質	HCFC-261 HCFC-261fc HCFC-261ba	134237-45-9 7799-56-6 420-97-3
40	オゾン層破壊物質	HCFC-262 HCFC-262ca HCFC-262da HCFC-262fc	134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3
40	オゾン層破壊物質	HCFC-271 HCFC-271ba HCFC-271fb	134190-54-8 420-44-0 430-55-7
42	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	Alkanes, C10-13, chloro	85535-84-8
42	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	Alkanes, C10-12, chloro	108171-26-2
42	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	Alkanes, C12-13, chloro	71011-12-6
42	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	Alkanes, chloro	61788-76-9
42	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	Other Short Chain Chlorinated Paraffins	-
43	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) およびその塩	2-Propenoic acid, 2-methyl-, dodecyl ester, polymers with 2-[methyl[(perfluoro-C4-8-alkyl)- sulfonyl]amino]ethyl acrylate and vinylidene chloride	306975-62-2
43	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩	Glycine, N-ethyl-N-[(heptadecafluorooctyl)sulfonyl]-, potassium salt	2991-51-7
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel	7440-02-0
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel (II) oxide	1313-99-1
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel (II) chloride	7718-54-9
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel (II) chloride, hexahydrate	7791-20-0
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel(II) sulfate	7786-81-4
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel(II) sulfate, hexahydrate	10101-97-0
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel(II) sulfate, heptahydrate	10101-98-1
44	ニッケルおよびその化合物	Antimony nickel titanium oxide yellow	8007-18-9
44	ニッケルおよびその化合物	Nickel niobium titanium yellow rutile	68611-43-8
44	ニッケルおよびその化合物	Cobalt titanate green spinel	68186-85-6
46	カドミウムおよびその化合物	Cadmium	7440-43-9
46	カドミウムおよびその化合物	Cadmium oxide	1306-19-0
46	カドミウムおよびその化合物	Cadmium sulfide	1306-23-6

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
47	六価クロム化合物	Barium chromate	10294-40-3
47	六価クロム化合物	Calcium chromate	13765-19-0
47	六価クロム化合物	Strontium chromate	7789-06-2
47	六価クロム化合物	Zinc chromate	13530-65-9
48	鉛およびその化合物	Lead	7439-92-1
48	鉛およびその化合物	Lead (II) sulfate	7446-14-2
48	鉛およびその化合物	Lead (II) carbonate	598-63-0
48	鉛およびその化合物	Trilead bis(carbonate) dihydroxide	1319-46-6
48	鉛およびその化合物	Lead (II) acetate, trihydrate	6080-56-4
48	鉛およびその化合物	Lead selenide	12069-00-0
48	鉛およびその化合物	Lead (IV) oxide	1309-60-0
48	鉛およびその化合物	Lead (II,IV) oxide	1314-41-6
48	鉛およびその化合物	Lead (II) sulfide	1314-87-0
48	鉛およびその化合物	Lead (II) phosphate	7446-27-7
48	鉛およびその化合物	Lead (II) titanate	12060-00-3
48	鉛およびその化合物	Lead sulfate, sulphuric acid, lead salt	15739-80-7
48	鉛およびその化合物	Lead sulphate, tribasic	12202-17-4
48	鉛およびその化合物	Lead stearate	1072-35-1
48	鉛およびその化合物	Lead (II) chromate	7758-97-6
48	鉛およびその化合物	Lead chromate molybdate sulphate red	12656-85-8
48	鉛およびその化合物	Lead sulfochromate yellow	1344-37-2
51	水銀およびその化合物	Mercury	7439-97-6
51	水銀およびその化合物	Mercuric, chloro(cyclohexylmethyl)-	33631-63-9
51	水銀およびその化合物	Mercury (II) chloride	7487-94-7
51	水銀およびその化合物	Mercuric sulfate	7783-35-9
51	水銀およびその化合物	Mercuric nitrate	10045-94-0
51	水銀およびその化合物	Mercuric (II) oxide	21908-53-2
51	水銀およびその化合物	Mercuric sulfide	1344-48-5
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltin-N, N-dimethyldithiocarbamate	1803-12-9
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltinfluoride	379-52-2
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltinacetate	900-95-8
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltinchloride	639-58-7
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltinhydroxide	76-87-9
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltin fattyacid((9-11)salt)	18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5
55	三置換有機スズ化合物	Triphenyltinchloroacetate	7094-94-2
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltinmethacrylate	2155-70-6
55	三置換有機スズ化合物	Bis(tributyltin)fumalate	6454-35-9
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltinfluoride	1983-10-4
55	三置換有機スズ化合物	Bis(tributyltin)2,3-dibromosuccinate	31732-71-5
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltinacetate	56-36-0
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltinlaurate	3090-36-6
55	三置換有機スズ化合物	Bis(tributyltin)phthalate	4782-29-0
55	三置換有機スズ化合物	Copolymer of alkyl(c=8) acrylate,methyl methacrylate and tributyltin methacrylate	67772-01-4
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltinsulfamate	6517-25-5

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
55	三置換有機スズ化合物	Bis(tributyltin)maleate	14275-57-1
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltinchloride	1461-22-9 7342-38-3
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltin cyclopentane carbonate=mixture	85409-17-2
55	三置換有機スズ化合物	Tributyltin-1, 2,3,4,4a, 4b, 5,6,10,10a-decahydro-7-isopropyl-1, 4a-dimethyl-1-phenanthrenecarboxylatemix	26239-64-5
55	三置換有機スズ化合物	Other tri-substituted organostannic compounds	-
56	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Diocetyl Tin Oxide	870-08-6
56	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Diocetyl tin dilaurate	3648-18-8
56	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Other Diocetyl tin compounds	-
57	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin oxide	818-08-6
57	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin diacetate	1067-33-0
57	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin dilaurate	77-58-7
57	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin maleate	78-04-6
57	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Other dibutyltin compounds	-
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩	Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩	Ammonium pentadecafluorooctanoate	3825-26-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩	Sodium pentadecafluorooctanoate	335-95-5
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩	Potassium pentadecafluorooctanoate	2395-00-8
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩	Silver pentadecafluorooctanoate	335-93-3
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Ammonium pentadecafluorooctanoate	3825-26-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Sodium pentadecafluorooctanoate	335-95-5
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Potassium pentadecafluorooctanoate	2395-00-8
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Silver pentadecafluorooctanoate	335-93-3
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Pentadecafluorooctanoyl fluoride	335-66-0
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Methyl pentadecafluorooctanoate	376-27-2
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Ethyl pentadecafluorooctanoate	3108-24-5
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Perfluorooctyl iodide	507-63-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Tetrahydroperfluoro-1-decanol	678-39-7
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Perfluoro-1-dodecanol	865-86-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Perfluorodecyl iodide	2043-53-0
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide	2043-54-1
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	Perfluorodecylethyl acrylate	17741-60-5
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate	27905-45-9
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane	30046-31-2
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol	39239-77-5
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuoro-hexadecan-1-ol	60699-51-6
63	パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連化合物	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane	65510-55-6

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Trifluoromethane (HFC-23)	75-46-7
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Difluoromethane (HFC-32)	75-10-5
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Methyl fluoride (HFC-41)	593-53-3
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Pentafluoroethane (HFC-125)	354-33-6
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC-134)	359-35-3
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC-134a)	811-97-2
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,2-Trifluoroethane (HFC-143)	430-66-0
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1-Trifluoroethane (HFC-143a)	420-46-2
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,2-difluoroethane (HFC-152)	624-72-6
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Fluoroethane (HFC-161)	353-36-6
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	2H-Heptafluoropropane (HFC-227ea)	431-89-0
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propane (HFC-236cb)	677-56-5
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane (HFC-245fa)	460-73-1
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane (HFC-365mfc)	406-58-6
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	2H,3H-Decafluoropentane (HFC-43-10mee)	138495-42-8
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Tetrafluoromethane (Carbon tetrafluoride, (PFC-14))	75-73-0
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Hexafluoroethane (PFC-116)	76-16-4
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Octafluoropropane (PFC-218)	76-19-7
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Decafluorobutane (PFC-3-1-10)	355-25-9
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Dodecafluoropentane (PFC-4-1-12)	678-26-2
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Tetradecafluorohexane (PFC-5-1-14)	355-42-0
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Octafluorocyclobutane (PFC-c-318)	115-25-3
67	フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類	Sulfur Hexafluoride (SF <sub>6</sub> )	2551-62-4
68	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	Perfluorohexane-1-sulphonic acid	355-46-4
68	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	Ammonium perfluorohexane-1-sulphonate	68259-08-5
68	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	Potassium perfluorohexane-1-sulphonate	3871-99-6
68	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)関連化合物	Perfluorohexane sulfonyl fluoride	423-50-7
68	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)関連化合物	Perfluorohexane sulfonamide	41997-13-1
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩	Perfluorononan-1-oic acid	375-95-1
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩	Nonadecafluorodecanoic acid	335-76-2
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩	Henicosaflluoroundecanoic acid	2058-94-8
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) とその塩	Tricosaflluorododecanoic acid	307-55-1

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。（特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。）

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩	Pentacosafuorotridecanoic acid	72629-94-8
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩	Heptacosafuorotetradecanoic acid	376-06-7
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩	Ammonium salt of perfluorononan-1-oic-acid	4149-60-4
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩	Sodium salt of perfluorononan-1-oic-acid	21049-39-8
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩	Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt	3830-45-3
69	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) とその塩	Ammonium nonadecafluorodecanoate	3108-42-7
69	C9-C14 PFCA 関連物質	Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-pentacosafuoro-12-iodo-	307-60-8
69	C9-C14 PFCA 関連物質	2-Propenoic acid, 2-methyl-, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuorododecyl ester	2144-54-9
69	C9-C14 PFCA 関連物質	Dodecanoyl fluoride, 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,12,12,12-docosafuoro-11-(trifluoromethyl)-	15811-52-6
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Pentadecafluorooctanoic acid	335-67-1
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorooctylethyldimethylchlorosilane	74612-30-9
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Bis(perfluorooctyl)phosphinic acid	40143-79-1
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorooctanoic anhydride	33496-48-9
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	1-bromohenicosafluorodecane	307-43-7
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Pentacosafuorotridecanoic acid	72629-94-8
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Tricosafuorododecanoic acid	307-55-1
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Henicosafuoroundecanoic acid	2058-94-8
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorononan-1-oic acid	375-95-1
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Heptacosafuorotetradecanoic acid	376-06-7
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Nonadecafluorodecanoic acid	335-76-2
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Pentadecanoic acid, nonacosafuoro-	141074-63-7
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Hexadecanoic acid, hentriacontafluoro-	67905-19-5
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoroheptadecanoic acid	57475-95-3
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Octadecanoic acid, pentatriacontafluoro-	16517-11-6
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorononadecanoic acid	133921-38-7
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Eicosanoic acid, nonatriacontafluoro-	68310-12-3
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	ammonium undecafluorohexanoate	21615-47-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	undecafluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and related substances	307-24-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Sodium undecafluorohexanoate	2923-26-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Hexafluoroethane	76-16-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Octafluoropropane	76-19-7
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Octafluorocyclobutane	115-25-3
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoropolyalkyl Ether	60164-51-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Fluoroelastomers	64706-30-5
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Polytetrafluoroethylene	9002-84-0
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Vinylidene fluoride-hexafluoropropylene polymer	9011-17-0

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。(特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。)

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Polyvinylidene fluoride	24937-79-9
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoroethylene propylene copolymer	25067-11-2
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	2-(Perfluorohexyl)ethane-1-sulfonic acid	27619-97-2
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Heptafluorobutyric acid	375-22-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorohexane	355-42-0
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Chlorotrifluoroethylene polymer	9002-83-9
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Poly(ethylene-alt-chlorotrifluoroethylene)	25101-45-5
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Fluoroethylene-alkyl vinyl ether	146915-43-7
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoroindane	374-80-1
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorodecalin	306-94-5
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoroperhydrofluorene	307-08-4
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluorotetradecahydrophenanthrene	306-91-2
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoroperhydrofluoranthene	662-28-2
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Perfluoroperhydrobenzyltetralin	116265-66-8
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Ethyl perfluoroisoalkyl ether	297730-93-9
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Methyl perfluoroisoalkyl ether	22052-84-2
73	パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)	Ethyl perfluoroisobutyl ether	163702-06-5
*2	ビスフェノール類	4,4-isopropylidenediphenol (ビスフェノール A)	80-05-7
*2	ビスフェノール類	4,4'-sulphonyldiphenol (ビスフェノール S)	80-09-1
*2	ビスフェノール類	4,4'-(1-methylpropylidene)bisphenol (ビスフェノール B)	77-40-7
*2	ビスフェノール類	2,2'-methylenediphenol (ビスフェノール F)	2467-02-9
*2	ビスフェノール類	4,4'-methylenediphenol (ビスフェノール F)	620-92-8
*2	ビスフェノール類	4,4'-[2,2,2-Trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene] bisphenol (ビスフェノール AF)	1478-61-1
*2	ビスフェノール類	2,2',6,6'-Tetrabromo-4,4'-isopropylidenediphenol (テトラブromoビスフェノール A; TBBPA)	79-94-7
*2	ビスフェノール類	4,4'-sulphonylbis[2,6-dibromophenol] (テトラブromoビスフェノール S; TBBPS)	39635-79-5
*2	ビスフェノール類	4,4'-isobutylethylidenediphenol	6807-17-6
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluorononan-1-oic acid	375-95-1
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Nonadecafluorodecanoic acid	335-76-2
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Henicosafuoroundecanoic acid	2058-94-8
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Tricosafuorododecanoic acid	307-55-1
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Pentacosafuorotridecanoic acid	72629-94-8
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Heptacosafuorotetradecanoic acid	376-06-7
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluoropentadecanoic acid	141074-63-7
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluorohexadecanoic acid	67905-19-5
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluoroheptadecanoic acid	57475-95-3

付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質

IEC62474 等を参照し、代表の化学物質名および CAS No.を記載しました。製品含有禁止化学物質／物質群の全てを網羅するものではありません。（特記のない No.はレベル 1 禁止物質、\*はレベル 2 禁止物質の No.です。）

No.	化学物質群	化学物質名	CAS No.
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluorooctadecanoic acid	16517-11-6
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluorononadecanoic acid	133921-38-7
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Perfluoroeicosanoic acid	68310-12-3
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Ammonium salt of perfluorononan-1-oic-acid	4149-60-4
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Sodium salt of perfluorononan-1-oic-acid	21049-39-8
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Decanoic acid, nonadecafluoro-, sodium salt	3830-45-3
*3	炭素数 9 から 21 までのパーフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCAs) とその塩	Ammonium nonadecafluorodecanoate	3108-42-7
*3	C9-C21 PFCA 関連物質	Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-pentacosafuoro-12-iodo-	307-60-8
*3	C9-C21 PFCA 関連物質	2-Propenoic acid, 2-methyl-, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuorododecyl ester	2144-54-9
*3	C9-C21 PFCA 関連物質	Dodecanoyl fluoride, 2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,12,12,12-docosafuoro-11-(trifluoromethyl)-	15811-52-6
*3	C9-C21 PFCA 関連物質	2-(Perfluorodecyl)ethyl acrylate	17741-60-5
*3	C9-C21 PFCA 関連物質	2-(Perfluorodecyl)ethanol	865-86-1
*3	C9-C21 PFCA 関連物質	2-(Perfluorododecyl)ethanol	39239-77-5

付表 2.1-4 参照法規制一覧

No.	法規制等の名称	国または地域
1	モントリオール議定書	条約
2	EU RoHS 指令およびその修正 2011/65/EU	EU
3	EU REACH 規則(EC)No.1907/2006 付属書 XVII (制限物質)	EU
4	EU 電池規則 (EU)2023/1542	EU
5	EU オゾン層破壊物質規制 (EC)No.1005/2009	EU
6	EU 残留性有機汚染物質(POPS)規則 (EU)2019/1021	EU
7	EU 包装指令 94/62/EC	EU
8	EU 特定フッ素化温室効果ガス規則 (EU) No 517/2014	EU
9	オーストリア BGBl 1990/194:ホルムアルデヒド規制§2, 12/2/1990	オーストリア
10	リトアニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規則)	リトアニア
11	化学物質のリスク軽減政令 (ORRChem)	スイス
12	スウェーデン SFS 1998:944	スウェーデン
13	デンマーク 鉛規制 (第 1012 法令)	デンマーク
14	デンマーク カドミウム規制	デンマーク
15	ノルウェー 製品規則	ノルウェー
16	日本 労働安全衛生法 製造等が禁止される有害物等	日本
17	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)	日本
18	オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)	日本
19	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	日本
20	韓国電気用品および生活用品安全管理法	韓国
21	韓国製品の包装材料の梱包方法に関する基準等に関する規則	韓国
22	台湾乾電池の製造、輸入及び販売の制限に関する公告	台湾
23	中国国家標準 GB24427-2021「亜鉛負極電池の水銀、カドミウム、鉛の含有量の制限要求」	中国
24	中国電池製品中の水銀含有量の制限に関する規定	中国
25	有害物質規制法 (TSCA)	米国
26	TSCA 重要新規利用規則	米国
27	米国大気浄化法 1990 年度版 611 条	米国
28	複合木材製品ホルムアルデヒド規制	米国
29	米国水銀含有および充電式電池管理法	米国
30	米国各州電池規制 (メイン州、コネチカット州、ロードアイランド州)	米国

付表 2.1-4 参照法規制一覧

No.	法規制等の名称	国または地域
31	米国包装材有害物質規制	米国
32	プロポジション 65 判例法	米国カリフォルニア州
33	カナダ水銀含有製品規則 (SOR/2014-254)	カナダ
34	特定有害物質禁止規則 SOR/2012-285 およびその修正	カナダ
35	アルゼンチン法令第 26.184 号携帯電気エネルギー法	アルゼンチン
36	電池統合管理法 (LEY No.5882)	パラグアイ
37	ブラジル Resolution 401/2008	ブラジル
38	複合木材製品からのホルムアルデヒド放散に関する規制 SOR/2021-148	カナダ
39	フランス 廃棄物との闘いと循環経済に関する法律	フランス
40	繊維製品 PFAS 規制 AB1817	米国カリフォルニア州
41	ストックホルム条約	条約
42	より安全な製品規則	米国ワシントン州

付表 2.1-5 分析規格

対象物質	分析規格
カドミウムおよびその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料/金属/電子機器> ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ・AAS(原子吸光分析法) ・AFS(原子蛍光分析法) 分析は、上記のいずれかで行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
六価クロム化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料/金属/電子機器> ・比色法 分析は、上記の手法で行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とするが、 スポットテスト法は定量下限が大きく、測定精度が低いため不可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
鉛およびその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料/金属/電子機器> ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ・AAS(原子吸光分析法) ・AFS(原子蛍光分析法) 分析は、上記のいずれかで行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
水銀およびその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料/金属/電子機器> ・CV-AAS(冷蒸気原子吸光分析法) ・CV-AFS(冷蒸気原子蛍光分析法) ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発光分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) 分析は、上記のいずれかで行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ベンジルブチル(BBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	IEC62321 に基づく分析手法 <高分子材料/電子機器> ・GC-MS(ガスクロマトグラフィー質量分析法) 分析は、上記の手法で行うこととする。※1 但し、分析会社推奨方法も可とする。 ISO 17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

※1 エプソンから測定方法の指定がある場合にはその方法による

## 2.2 製造工程使用禁止化学物質

製造工程使用禁止化学物質を以下に示します。参照法規制については、すべての国をカバーしたものではありません。

No.	化学物質（群）名	CAS No.	参照法規制
1	黄りんマッチ(黄りん)	12185-10-3	労安法 製造等禁止物質 (法令55条、施行令16条)
2	ベンジジンおよびその塩	92-87-5 等	
3	4-アミノジフェニルおよびその塩	92-67-1 等	
4	石綿（アスベスト類）	付表 2.1-3 No.39 参照	
5	4-ニトロジフェニルおよびその塩	92-93-3	
6	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	
7	2-ナフチルアミン（別名β-ナフチルアミン）およびその塩	91-59-8	
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む）の5%を超えるもの	—	
9	上記4をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物、または、 上記2,3,5,6,7をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物	—	
10	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	モントリオール議定書 付属書A,B,E およびC-I, II, III
11	四塩化炭素	56-23-5	
12	メチルブロマイド（別名：臭化メチル、ブロモメタン）	74-83-9	
13	CFC	付表 2.1-3 No.40 参照	
14	Halon		
15	HBFCs		
16	ブロモクロロメタン	74-97-5	
17	HCFC（※1）	付表 2.1-3 No.40 参照	
18	アルドリン	309-00-2	POPs条約付属書A (廃絶)
19	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	
20	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	
21	クオルデン	57-74-9	
22	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)] デカン-5-オン (別名クオルデコン)	143-50-0	
23	デカブロモジフェニルエーテル（DecaBDE）	1163-19-5	
24	デイルドリン	60-57-1	
25	エンドリン	72-20-8	
26	ヘプタクロル	76-44-8	

## 2.2 製造工程使用禁止化学物質

No.	化学物質（群）名	CAS No.	参照法規制
27	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	POPs条約附属書A (廃絶)
28	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	付表 2.1-3 参照	
29	ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0 等	
30	ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3 等	
31	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	
32	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	
33	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン)	58-89-9	
34	マイルックス	2385-85-5	
35	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
36	ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル	87-86-5 等	
37	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	付表 2.1-3 参照	
38	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数 2~8 のもの)	付表 2.1-3 参照	
39	短鎖型塩化パラフィン類 (SCCP) (炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 48 パーセントを超えるものに限る)	付表 2.1-3 参照	
40	エンドスルファン	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	
41	テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9 等	
42	ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9 等	
43	トキサフェン	8001-35-2	
44	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセンまたはジコホル)	115-32-2	
45	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩および PFOA関連化合物	付表 2.1-3 参照	
46	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩および PFHxS関連化合物	付表 2.1-3 参照	
47	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (別名 UV-328)	25973-55-1	
48	デクロランプラスならびにその syn 異性体および anti 異性体 (別名 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタ シクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	
49	DDT	50-29-3	POPs条約附属書B (制限)
50	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩	付表 2.1-3 参照	
51	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド (PFOSF)	307-35-7	

以下の用途への使用については適用除外とします。

- ① 研究・開発用途で、比較・校正用薬品として、非定期的に少量使用する試薬
- ② 既存設備、装置に冷媒として含まれる CFC, HCFC
- ③ 既存設備、装置に消火剤として含まれるハロン

※1 スケジュールはモントリオール議定書、および各国法規制に従います。

別紙 2 : 改定履歴

版	改定日	改定内容
1	2003年1月15日	初版
2	2003年8月15日	SEG 追加製品含有管理化学物質群等を追加
3	2005年4月15日	製品含有化学物質に関する保証体制のお願い等を追加
3.1	2006年11月20日	別紙 1 化学物質の取扱規格について、条件付禁止化学物質に塩化コバルトの追加、全廃化学物質の免除用途を追加等
3.2	2008年4月1日	別紙 1 化学物質の取扱規格について <ul style="list-style-type: none"> <li>・無条件禁止化学物質（化審法対象物質群）に3物質追加</li> <li>・条件付禁止化学物質にパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩を追加</li> </ul> 別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新
3.3	2009年1月20日	・ご提出資料に「カリフォルニア州複合木材製品ホルムアルデヒド規制への適合証明書類」を追加 別紙 1 化学物質の取扱規格について <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付禁止化学物質（ホルムアルデヒド）に条件を追加</li> <li>・条件付禁止化学物質（カドミウム、水銀、鉛）に条件を追加</li> <li>・梱包材の例に輸送用パレット（SEG が仕様を決めているもの）を追加</li> </ul>
3.4	2009年8月20日	別紙 1 化学物質の取扱規格について <ul style="list-style-type: none"> <li>・無条件禁止化学物質に「フマル酸ジメチル」を追加</li> <li>・「一般用途例」を追加</li> <li>・条件付禁止化学物質（ホルムアルデヒド）の免除用途を追加</li> <li>・条件付禁止化学物質（カドミウム及びその化合物）の免除用途を追加</li> <li>・条件付禁止化学物質（鉛及びその化合物）の条件を変更</li> <li>・全廃化学物質3物質（「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」）の免除用途を追加</li> <li>・全廃化学物質4物質（「カドミウム及びその化合物」、「六価クロム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」）の分析規格を更新</li> <li>・全廃化学物質（レベル 2）にフタル酸エステルを追加</li> </ul> 別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新

版	改定日	改定内容
3.5	2010年5月21日	<p>別紙1 化学物質の取扱規格について</p> <p>&lt;無条件禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法対象物質群に6物質追加</li> </ul> <p>&lt;条件付禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有機スズ化合物（ジオクチルスズ（DOT） / トリブチルスズ（TBT） / トリフェニルスズ（TPT） / その他の三置換有機スズ化合物）」を追加</li> <li>・「水銀及びその化合物」の禁止となる条件を変更</li> <li>・「パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩」の含有禁止と免除用途を変更</li> </ul> <p>&lt;全廃化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2 にジブチルスズ(DBT)化合物を追加</li> <li>・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の免除用途を追加</li> <li>・フタル酸エステルをフタル酸ジ 2-エチルヘキシル（DEHP）、フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸ベンジルブチル（BBP）とした</li> <li>・既に条件付き禁止化学物質で管理している条件については削除（梱包材、電池等）</li> </ul> <p>別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新</p> <p>問い合わせ先の電話番号を変更</p>
3.6	2011年7月1日	<p>別紙1 化学物質の取扱規格について</p> <p>&lt;無条件禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法対象物質群に2物質追加</li> </ul> <p>&lt;条件付禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の禁止条件を変更</li> <li>・「REACH規則（No.1907/2006）で規定されている物質の扱いについて」追加</li> </ul> <p>&lt;全廃化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「カドミウム及びその化合物」、「水銀及びその化合物」、「鉛及びその化合物」の適用除外項目を改訂</li> <li>・レベル2 にフタル酸ジイソブチル(DIBP)およびヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)を追加</li> </ul>
3.7	2012年8月1日	<p>【はじめに】【品質理念】 削除</p> <p>&lt;条件付禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホルムアルデヒド：適用除外項目から、「2008/12/31 以前に製造された①から⑤を使用して製造された⑥」を削除</li> <li>・水銀及びその化合物：「但し、EU RoHS 指令（2011/65/EU）対象製品に用いられる生産材を除く」を削除</li> <li>・三置換有機スズ化合物、ジオクチルスズ（DOT）化合物：「0.1%を超える濃度の含有を禁止」→「1000ppm(スズ元素換算)を超える濃度の含有を禁止」に修正</li> </ul>

版	改定日	改定内容
3.7	2012年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フタル酸ジ 2-エチルヘキシル(DEHP)/フタル酸ジブチル(DBP)/フタル酸ベンジルブチル(BBP)/フタル酸ジイソブチル(DIBP)」、「ジブチルスズ(DBT)化合物」、「ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)」を追加 (全廃化学物質 (レベル 2) より移動)</li> <li>・ジブチルスズ(DBT)化合物：接着剤の適用除外の条件に「2014年12月31日までは」を追加</li> <li>・&lt;REACH 規則 (No.1907/2006) で規定されている物質の扱いについて&gt; に欧州化学品庁の WEB サイトの URL を追加</li> <li>・&lt;REACH 規則 (No.1907/2006) で規定されている物質の扱いについて&gt; 付属書 X IV の (認可) 物質に関する説明を削除</li> <li>・水晶・半導体、TFT 事業部→マイクロデバイス事業部 (水晶デバイス事業・半導体デバイス事業)、ビジュアルプロダクツ事業部ビジュアルデバイス BU(旧 TFT 事業部)に修正</li> <li>・&lt;物質に関する注&gt; ※A に「EU RoHS 指令 (2011/65/EU) 対応については、全廃化学物質の項を参照。」を追加</li> <li>&lt;全廃化学物質&gt;</li> <li>・水銀及びその化合物の適用除外項目 Hg-4 について、解説の「(プロジェクターランプ等)」を削除</li> <li>・「鉛及びその化合物」の適用除外項目 Pb-7 について、欧州 RoHS 項目番号に 7(c) – IV、解説に「集積回路またはディスクリート半導体の部品となるキャパシター用の PZT セラミック誘電材料中の鉛」を追加</li> <li>・「フタル酸ジ 2-エチルヘキシル(DEHP)/フタル酸ジブチル(DBP)/フタル酸ベンジルブチル(BBP)/フタル酸ジイソブチル(DIBP)」、「ジブチルスズ(DBT)化合物」、「ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)」を削除 (条件付禁止化学物質に移動)</li> <li>・レベル 2 にパーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩)、ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル) ホスフェートを追加</li> <li>・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新</li> </ul>
3.7.1	2013年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新</li> </ul>
3.7.2	2013年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジュアルプロダクツ事業部ビジュアルデバイス BU(旧 TFT 事業部)→ビジュアルプロダクツ事業部 (TFT 液晶パネル事業) に修正</li> <li>・別紙 3 セイコーエプソングループ一覧を更新</li> <li>・問い合わせ先の部署名を変更 機器環境製品安全部→CS 品質保証・環境推進部</li> </ul>
3.8	2014年7月1日	<p>【製品含有化学物質保証の考え方】を削除</p> <p>【基準内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2. 製品含有化学物質保証の考え方を追加</li> </ul> <p>化学物質の取扱規格について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2. 化学物質群の取扱規格：説明文を一部修正</li> </ul>

版	改定日	改定内容
3.8	2014年7月1日	<p>&lt;無条件禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法対象物質群に、エンドスルファン、HBCDDを追加</li> <li>・ポリ塩化ナフタレン：Cl：3以上 ⇒ Cl：1以上</li> </ul> <p>&lt;条件付禁止化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物：電池に関する条件は別紙2を参照とする</li> <li>・鉛およびその化合物：宝飾品の条件を追加</li> <li>・アゾ化合物：アゾ染料の条件を追加</li> <li>・HBCDD：無条件禁止化学物質に移動</li> <li>・ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル)ホスフェートを全廃化学物質(レベル2)より移動</li> </ul> <p>&lt;物質に関する注&gt;</p> <p>※A EU RoHS 指令 (2011/65/EU) 対象製品を法律に関する注より転記</p> <p>&lt;法律に関する注&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・※1 欧州 REACH 規則付属書 XVII を追加、※7 の法律名を修正</li> <li>・アゾ染料のリストを追加</li> </ul> <p>&lt;全廃化学物質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の説明文を追加「2014年7月現在、RoHS 指令適用除外項目の見直しが検討されています。</li> </ul> <p>P17～22に記載した「納入禁止時期」の欄の日付は、弊社独自の期日です。RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「併せて、全廃化学物質の分析規格を以下に記載します。分析方法は、対象試料によっては確立していない分析方法もあります。」を削除</li> <li>・適用除外項目の禁止時期と、以下の説明文を追加「RoHS 指令適用除外項目の見直しの状況に応じて、適用除外項目および禁止時期を変更する可能性があります。」</li> <li>・分析規格：「※なお、事業から測定方法の指定がある場合にはその方法による」を追加</li> <li>・ムスクキシレン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、2,4-ジニトロトルエン、トリス(2-クロロエチル)ホスフェートを条件付禁止化学物質に移動</li> <li>・六価クロム化合物：「六価クロム及びその化合物」を「六価クロム化合物」に修正、レベル2に以下を追加「皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品について、革製品および革製のパーツの総乾燥重量において、3ppm以上の含有を禁止する」</li> <li>・水銀及びその化合物：適用除外項目 Hg-3 の名称変更</li> </ul> <p>特殊用途用のストレートタイプ(直線形)の蛍光灯内の水銀⇒特定特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光灯(CCFLおよびEEFL)中の水銀</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-7 の名称変更</li> </ul> <p>セラミック中の鉛 圧電素子用⇒セラミック中の鉛 電子部品用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-7 の解説一部変更</li> <li>・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-14 の解説に以下を追加「(高融点はんだは Pb-4 を参照)」</li> </ul>

版	改定日	改定内容
3.8	2014年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全廃化学物質（レベル2）に PAH、トリクロロエチレンを追加  &lt;製造工程使用禁止化学物質&gt;</li> <li>・モンリオール議定書 C-Ⅲ プロモクロロメタンを追加</li> <li>・別紙2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件を追加</li> <li>・別紙2 製品含有化学物質保証システムチェックシートを削除</li> <li>・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新</li> </ul>
3.9	2015年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;条件付禁止化学物質&gt;</li> <li>・六価クロム：皮膚と接触する革製品および革製のパーツを含む成形品の条件を、全廃化学物質（レベル2）より移動</li> <li>・ジブチルスズ(DBT)化合物：「但し、2014年12月31日までは接着剤を除く」を削除</li> <li>・トリクロロエチレンを全廃化学物質（レベル2）より移動</li> <li>・N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物（BNST）を追加</li> <li>・ポリ塩化ビニル（PVC）を追加</li> <li>&lt;全廃化学物質&gt;</li> <li>・全廃化学物質（鉛及びその化合物）：適用除外項目(Pb-2, Pb-3)の禁止時期を2015年7月21日→2016年4月21日に変更</li> <li>・全廃化学物質（レベル2）にヒ酸、アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物、ビス（2-メトキシエチル）エーテル、1,2-ジクロロエタンを追加</li> <li>&lt;別紙2 条件付禁止化学物質 電池に関する禁止条件&gt;</li> <li>・水銀及びその化合物：ボタン電池の閾値を20,000ppm⇒5ppmに変更</li> <li>・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を更新</li> <li>・問い合わせ先および発行元を変更 CS品質保証・環境推進部⇒CS品質・環境企画部</li> </ul>
4	2016年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;無条件付禁止化学物質&gt;</li> <li>・DBBT類：ペンタクロロフェノール（87-86-5）⇒化審法対象物質群：ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル</li> <li>&lt;条件付禁止化学物質&gt;</li> <li>・塩化パラフィンの禁止条件を「納入形態あたり1000ppmを超える含有を禁止」に変更</li> <li>・赤リンを追加</li> <li>・パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩、PAHを全廃化学物質（レベル2）より移動</li> <li>&lt;全廃化学物質&gt;</li> <li>・水銀及びその化合物：適用除外項目 Hg-1、Hg-3 の禁止時期 2015/7/21⇒即時</li> <li>・鉛及びその化合物：適用除外項目 Pb-5、Pb-14、Pb-27、Pb-33 の禁止時期 2015/7/21 ⇒ 即時</li> <li>適用除外項目 Pb-2、Pb-3 の禁止時期 2016/4/21 ⇒ 今後法律が定める適用除外満了日の1年前</li> <li>・パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩、PAHを条件付禁止化学物質に移動</li> </ul>

版	改定日	改定内容
5	2018年7月1日	<p>【基準内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4.サプライヤーとの同意内容に「②製品含有禁止化学物質の非含有（化学物質の取扱い規格は、別紙1による）」を追加</li> <li>・chemSHERPA 導入に伴い、「5.(2)製品含有化学物質に関する情報の提出」の要求事項を修正</li> </ul> <p>【別紙1 化学物質の取扱規格】</p> <p>1.用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（1）製品含有禁止化学物質</li> </ul> <p>条件付禁止化学物質、無条件禁止化学物質、全廃化学物質を「製品含有禁止化学物質」に統合し、「レベル1 禁止物質(即時禁止)」、「レベル2 禁止物質(時期を定めて含有を禁止する物質)」を規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・chemSHERPA 導入に伴い、（3）管理化学物質の定義を修正。</li> <li>・以下の定義を追加：（4）含有（5）含有禁止（6）意図的含有（7）意図的含有禁止（8）不純物（9）均質材料（10）閾値（11）含有濃度（12）成形品</li> <li>・以下の付表を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目</li> <li>付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質</li> <li>付表 2.1-4 参照法規制一覧</li> <li>付表 2.1-5 分析規格</li> </ul> </li> </ul> <p>2.1 製品含有禁止化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件付禁止化学物質、無条件禁止化学物質、全廃化学物質を「製品含有禁止化学物質」に統合し、規制対象(閾値)、参照法規制を記載</li> <li>・ChemSHERPA 導入に伴い、化学物質（群）名を修正</li> <li>・以下の物質の規制対象(閾値)を修正</li> </ul> <p>No.43 短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10～13)：納入形態あたり 1000ppm を超える SCCP 類（短鎖塩素化パラフィン：炭素数 10-13）の含有を禁止 ⇒ 含有禁止</p> <p>No.44 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩：適用除外を削除</p> <p>No.46 ホルムアルデヒド：カリフォルニア規則§93120-93120.12 title17 の要求を満たしていないもの ⇒ カリフォルニア規則§93120-93120.12 title17 および TSCA Title VI の要求を満たしていないもの</p> <p>No.49 鉛およびその化合物：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コード・ケーブル被覆材については 300ppm 以上含有する場合、表示義務あり</li> </ul> <p>⇒ 熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード：表面被覆材中に 300ppm を超える含有を禁止。ただし、エプソンに含有量を報告し、許諾された場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●宝飾品（時計のバンドを含む）については、200ppm を上回ることを禁止。但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。</li> </ul>

版	改定日	改定内容
5	2018年7月1日	<p>●宝飾品（時計のバンドを含む）のガラス、ステンレススチールについては、500ppm以上の含有を禁止。ただし、消費者が触れない時計の内部部品は除く。</p> <p>⇒宝飾品（時計のバンドを含む）：個々の部品中に500ppm以上の含有を禁止。ただし、消費者が触れない時計の内部部品、クリスタルガラス、鉛添加処理をしていない天然宝飾品は除く。</p> <p>No.68 ポリ塩化ビニル(PVC)：梱包材への意図的含有を禁止。但し、産業用製品の梱包材、および、TFT液晶パネルに用いられる梱包材を除く。</p> <p>⇒梱包材：意図的含有禁止。ただし、産業用製品の梱包材を除く。</p> <p>・最新の法規制要求に基づき、付表2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件を修正</p> <p>2.2 製造工程使用禁止化学物質</p> <p>・以下の物質の名称を修正</p> <p>No.4 アモサイト, クロシドライト ⇒ アスベスト</p> <p>・以下の物質の規制対象(閾値)を修正</p> <p>No.9 第2号から8号までに挙げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 ⇒ 上記4をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物、または、上記2,3,5,6,7をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p> <p>・HCFCを追加</p> <p>・別紙3 セイコーエプソングループ一覧を削除</p>
6	2019年10月1日	<p>【基準内容】</p> <p>5（2）製品含有化学物質に関する情報の提出</p> <p>・追加：5（3）情報の取り扱いについて</p> <p>・①chemSHERPA-AI ファイル URL: <a href="https://chemsherpa.net/chemSHERPA/">https://chemsherpa.net/chemSHERPA/</a> ⇒ <a href="https://www.epson.jp/SR/supply_chain_csr/green_purchasing/chemical_substances.htm">https://www.epson.jp/SR/supply_chain_csr/green_purchasing/chemical_substances.htm</a></p> <p>【別紙1 化学物質の取扱規格】</p> <p>1.用語の定義</p> <p>・「化学物質」「混合物(調剤)」を追加</p> <p>2.1 製品含有禁止化学物質 レベル1 禁止物質</p> <p>・以下の物質の物資名を修正</p> <p>No.31 ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体 ⇒ ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)</p> <p>No.69 パーフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩およびそのエステル ⇒ パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および関連物質</p> <p>・以下の物質の規制対象を成型品⇒成型品およびその部品に修正</p> <p>No.53 三置換有機スズ化合物、No.54 ジオクチルスズ化合物(DOT)、No.59 ジブチルスズ化合物(DBT)</p> <p>・削除：N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)</p> <p>・追加：No.75 4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)</p>

版	改定日	改定内容
6	2019年10月1日	<p>2.1 製品含有禁止化学物質 レベル2 禁止物質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14物質のレベル2 禁止物質を追加</li> </ul> <p>付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用/業務用専用品の適用除外を削除（鉛蓄電池は除く）</li> </ul> <p>付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU RoHS の最新情報に基づき更新</li> </ul> <p>付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IEC62474 の最新情報に基づき更新</li> </ul> <p>付表 2.1-5 分析規格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新情報に基づき更新</li> </ul>
7	2021年6月1日	<p>【基準内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『4.サプライヤーとの同意内容』、『5.製品含有化学物質に関する部品保証の考え方』、『7.付則』を削除</li> <li>・『4.サプライヤー様への要求事項』、『5.お取引開始までの進め方』、『6.本基準書改定時の対応』、『7.情報の取り扱い』、『別紙2：改定履歴』を追加</li> <li>・『2.製品含有化学物質に関する基本的な考え方』の項目番号、項目名を『3.製品含有化学物質に関するエプソンの基本的な考え方』に変更</li> <li>・『3.対象範囲』の項目番号を『2.対象範囲』に変更</li> <li>・『6.製品含有化学物質保証のお願い事項』の項目番号、項目名を『8.製品含有化学物質の保証体制に関する要請事項』に変更</li> </ul> <p>【別紙1 化学物質の取扱規格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル1 禁止物質</li> <li>・次の物質の名称を修正</li> <li>-No.1 黄りん⇒黄りんマッチ(黄りん)</li> <li>・次の物質の梱包材の閾値に意図的含有禁止を追加し参照法規制を修正</li> <li>-No.47, No.48, No.49, No.50</li> <li>・次の4物質をまとめて No.55 とした</li> <li>-フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP), フタル酸ジブチル(DBP), フタル酸ベンジルブチル(BBP), フタル酸ジイソブチル(DIBP)</li> <li>・誤記訂正</li> <li>-No.53, No.54, No.56 成型品⇒成形品</li> <li>・次の物質をレベル2 禁止物質から転記し、法規制の最新情報に基づき閾値を修正</li> <li>-No.61</li> <li>・次の物質を追加</li> <li>- No.62, No.63, No.64, No.65</li> <li>・参照法規制が EU REACH 規則付属書 XIV (認可物質) の11物質を削除</li> <li>・『表2 TSCA 重要新規利用規則対象長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物のリスト』を追加</li> <li>・『表3 フッ素系温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)類の意図的含有を禁止する用途』を追加</li> <li>●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル2 禁止物質</li> <li>・14物質を削除</li> <li>●【物質に関する注】</li> <li>・※3、※11を追加</li> <li>・※10に記載の PFOA 関連物質の定義を法規制の最新情報に基づき修正</li> </ul>

版	改定日	改定内容
7	2021年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件</li> <li>・『アルカリ電池 ボタン型』のカドミウムおよびその化合物の閾値を修正</li> <li>●付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目</li> <li>・『カドミウムおよびその化合物』の適用除外項目の表を追加</li> <li>●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質</li> <li>・IEC62474 の最新情報に基づき更新</li> <li>・パーフルオロオクタン酸(PFOA)関連物質であることが知られている物質を 12 物質追加</li> <li>●付表 2.1-4 参照法規制一覧</li> <li>・No.6 の法律番号を最新の法規制に基づき修正</li> <li>・No.34 の法律名称を修正</li> <li>・次の法規制を追加</li> <li>-No.8 EU 特定フッ素化温室効果ガス規則 (EU) No 517/2014</li> <li>-No.26 TSCA 重要新規利用規則</li> <li>-No.31 米国包装材有害物質規制</li> <li>・次の法規制を削除</li> <li>-EU REACH 規則(EC)No 1907/2006 附属書 XIV (認可物質)</li> <li>●2.2 製造工程使用禁止化学物質</li> <li>・次の物質の名称を修正</li> <li>-No.1 黄りん⇒黄りんマッチ(黄りん)</li> <li>・次の物質を追加</li> <li>-No.18～48 の 31 物質</li> </ul>
8	2022年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 1 禁止物質</li> <li>・No.61 の物質名を最新の法規制および業界標準に基づき修正</li> <li>パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質</li> <li>⇒パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連化合物</li> <li>・No.66, 67 の 2 物質を追加</li> <li>●2.1 製品含有禁止化学物質 レベル 2 禁止物質</li> <li>・No.1 の物質を追加</li> <li>●【物質に関する注】</li> <li>・※9 に「発火事故防止の為」を追記</li> <li>・※12、※13 を追加</li> <li>●付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件</li> <li>・『アルカリ電池 ボタン型』の鉛およびその化合物の閾値を修正</li> <li>・『酸化銀電池』、『空気亜鉛電池』に関する禁止条件を追加</li> <li>●付表 2.1-2 EU RoHS 指令 適用除外項目</li> <li>・『水銀およびその化合物』の表を最新の法律要求に基づく内容に更新</li> <li>●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質</li> <li>・レベル 1、レベル 2 禁止物質に追加した物質群の例示物質を追加</li> <li>●付表 2.1-4 参照法規制一覧</li> <li>・No.20, No.23 の法律名称/法律番号を最新の法規制に基づき修正</li> <li>・No.34 の法律名称を修正</li> <li>●2.2 製造工程使用禁止化学物質</li> <li>・No.45 の物質名を最新の法規制および業界標準に基づき修正</li> <li>パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質</li> <li>⇒パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連化合物</li> </ul>

版	改定日	改定内容
9	2023年9月1日	<p>【基準内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●4. サプライヤー様への要求事項 (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エプソンの各事業体が指定する次の①または②の形式でご連絡ください。」</li> <li>⇒「エプソンの各事業体の指定に従い、次の①または②の形式、もしくは①②両方の形式でご連絡ください。」</li> <li>・「遵法判断情報は必須入力です。成分情報は可能な限りご提供ください。」</li> <li>⇒「遵法判断情報と成分情報の両方が必要です。」</li> <li>・ウェブサイトのタイトル「&lt;製品含有化学物質管理に関する情報（エプソン共通調査）&gt;」を追加</li> <li>・エプソンのウェブサイトの URL を変更</li> </ul> </li> </ul> <p>【別紙 1 化学物質の取扱規格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1. 用語の定義 ⇒ 1. 用語の説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の用語の説明内容を変更し、記載の順番を変更</li> <li>(1)製品含有禁止化学物質、(2)製造工程使用禁止化学物質、(3)化学物質、(4)含有、(5)意図的含有、(6)不純物、(7)閾値、(8)濃度、(9)均質材料</li> <li>・次の用語を追加</li> <li>- (12)適用対象（製品含有禁止化学物質の表の項目）</li> <li>- (13)要求事項・閾値（製品含有禁止化学物質の表の項目）</li> <li>- (14)適用除外（製品含有禁止化学物質の表の項目）</li> <li>- (15)参照法規制（製品含有禁止化学物質の表の項目）</li> <li>・次の用語を削除</li> <li>管理化学物質、含有禁止、意図的含有禁止</li> </ul> </li> <li>●2. 化学物質群の取扱規格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「取扱規格は適用法令に基づき定めています。」⇒削除</li> <li>・「規定された禁止条件（閾値、含有部位、用途等）の遵守をお願いします。」</li> <li>⇒「規定された化学物質に関する基準（要求事項・閾値など）の遵守をお願いします。」</li> <li>・2.1 製品含有禁止化学物質</li> <li>項目として、レベル 1 禁止物質、レベル 2 禁止物質 の記載を追加</li> <li>●2.1 製品含有禁止化学物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 1 禁止物質、レベル 2 禁止物質の表のレイアウト及び項目名を変更</li> <li>-項目名：「規制対象(閾値)」を削除</li> <li>-項目名：「適用対象」、「要求事項・閾値」、「適用除外」を追加</li> <li>・レベル 2 禁止物質の表の項目名を変更</li> <li>-項目名：「禁止時期」⇒「適用時期」</li> <li>・表の項目の変更に伴って、化学物質に関する基準の文章表現を変更。なお、下記で別途記載している事項を除き、要求事項の本質的な内容に変更はない</li> <li>●レベル 1 禁止物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の化学物質に関する基準の内容を最新の法規制に基づき変更</li> <li>-No.45 ホルムアルデヒド</li> <li>-No.56 ジオクチルスズ化合物（DOT）</li> <li>-No.69 C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質</li> <li>・表のレイアウトの変更に伴って、次の化学物質を、別の化学物質としての記載に変更</li> <li>-No.49 炭酸鉛</li> <li>-No.50 硫酸鉛</li> <li>-No.53 アゾ染料のリストに含まれるアゾ染料</li> <li>・次の化学物質を新規追加</li> <li>-No.70 1～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH)</li> <li>-No.71 パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)</li> <li>・「黄りんマッチ(黄りん)」を削除</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

版	改定日	改定内容
9	2023年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル2 禁止物質</li> <li>・次の化学物質に関する基準の内容を最新の法規制に基づき変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.1 C9-C14 PFCAs とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質</li> </ul> </li> <li>・次の化学物質を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.2 1～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH)</li> <li>-No.3 3～7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH)</li> <li>-No.4 炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類(MOSH)</li> <li>-No.5 パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)</li> </ul> </li> <li>●【物質に関する注】</li> <li>・※5 の内容を最新の法規制に基づき変更</li> <li>・※14 として「パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」に関する説明を追加</li> <li>●「一部の芳香族アミンのリスト」を表 1 として追加</li> <li>●「アゾ染料のリスト」の表番号を表 1 から表 2 に変更</li> <li>●付表 2.1-1 製品含有禁止化学物質 電池に関する禁止条件</li> <li>・表の項目名を変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>製品含有禁止化学物質および閾値（電池の重量比）</li> </ul> </li> <li>⇒製品含有禁止化学物質および要求事項・閾値 <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.2, 4, 5, 6, 7, 9 の電池の「鉛およびその化合物」の閾値を変更</li> <li>・「工業用/業務用専用品：工業用、業務用専用に設計された電池」</li> </ul> </li> <li>⇒「工業用/業務用専用品：工業用、業務用専用に設計された重量 5kg 以上の電池」</li> <li>●付表 2.1-3 製品含有禁止化学物質／物質群の例示物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」の例示物質を削除</li> <li>・「パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)」の例示として 44 物質を追加</li> </ul> </li> <li>●付表 2.1-4 参照法規制一覧</li> <li>・No.4 の法律名称/法律番号を最新の法規制に基づき修正</li> <li>・次の法規制を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.38 複合木材製品からのホルムアルデヒド放散に関する規制 SOR/2021-148</li> <li>-No.39 フランス 廃棄物との闘いと循環経済に関する法律</li> <li>-No.40 繊維製品 PFAS 規制 AB1817</li> </ul> </li> <li>●2.2 製造工程使用禁止化学物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.46 PFHxS とその塩および PFHxS 関連化合物 を新規追加</li> <li>・No.47～49 の番号を修正</li> <li>・No.47 DDT の参照法規制を POPs 条約附属書 B(制限)に修正</li> </ul> </li> </ul>
10	2024年9月1日	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「梱包材」を「包装材」に統一して修正</li> </ul> <p>【基準内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●4. サプライヤー様への要求事項 (3) 製品含有化学物質に関する情報の提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サプライヤー様は、エプソンへ納入する生産材について、サプライチェーンを通じて把握した製品含有化学物質に関する情報の提出をお願いいたします。」を追加</li> <li>・要求事項の内容を整理して&lt;ご提出形式&gt;と&lt;EU REACH 認可候補物質 (SVHC) に関する情報&gt;に分けて記載し、一部の文章表現を修正</li> <li>・提出いただく情報の形式とその詳細内容を整理して表に記載</li> <li>・化学品の場合は chemSHERPA-CI ファイル用いて提出いただく事を明記</li> </ul> </li> </ul> <p>【別紙 1 化学物質の取扱規格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1.用語の説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>(16) IEC 62474 DSL の ID（製品含有禁止化学物質の表の項目）を追加</li> </ul> </li> <li>●2.1 製品含有禁止化学物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止物質の表に「IEC 62474 DSL の ID」の項目を追加</li> </ul> </li> </ul>

版	改定日	改定内容
10	2024年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル1 禁止物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.17 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノールの適用対象/要求事項・閾値を、「混合物」/「含有を禁止」と「上記を除く全て」/「意図的含有を禁止」に変更</li> <li>・No.31 ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル適用除外を追加</li> <li>・No.63 PFOAとその塩およびPFOA関連化合物の適用除外3)(半導体関連)を削除</li> <li>・No.69 C9-C14 PFCAsとその塩およびC9-C14 PFCA関連物質の適用除外3)(半導体関連)、および4)(写真コーティング関連)を削除</li> <li>・No.70 1～7個の芳香環からなるMOAHの適用対象に「印刷物(保証書、取扱説明書など)」を追加し、印刷インク中の閾値を1,000ppmに変更</li> <li>・次の化学物質を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.71 3～7個の芳香環からなるMOAH</li> <li>-No.72 炭素数16～35のMOSH</li> <li>-No.74 UV-328</li> <li>-No.75 デクロランプラスならびにそのsyn異性体およびanti異性体</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●レベル2 禁止物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の化学物質を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.2 ビスフェノール類</li> <li>-No.3 C9-C21 PFCAsとその塩およびC9-C21 PFCA関連物質</li> </ul> </li> <li>・適用時期を経過した次の化学物質をレベル1禁止物質への追加に伴って削除 <ul style="list-style-type: none"> <li>- C9-C14 PFCAsとその塩およびC9-C14 PFCA関連物質</li> <li>- 1～7個の芳香環からなるMOAH</li> <li>- 3～7個の芳香環からなるMOAH</li> <li>- 炭素数16～35のMOSH</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●【物質に関する注】 <ul style="list-style-type: none"> <li>※15、※16、※17を新規追加</li> <li>●付表2.1-3 製品含有禁止化学物質/物質群の例示物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「No.はレベル1禁止物質のNo.です。」</li> <li>⇒「特記のないNo.はレベル1禁止物質、*はレベル2禁止物質のNo.です。」</li> <li>・「ビスフェノール類」の例示として9物質を追加</li> <li>・「C9-C21 PFCAsとその塩」の例示として16物質を追加</li> <li>・「C9-C21 PFCA関連物質」の例示として6物質を追加</li> </ul> </li> <li>●付表2.1-4 参照法規制一覧 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の法規制を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.41 スtockホルム条約</li> <li>-No.42 より安全な製品規則</li> </ul> </li> <li>・No.7の法律番号を正確な記載に修正</li> </ul> </li> <li>●2.2 製造工程使用禁止化学物質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の化学物質を新規追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>-No.47 UV-328</li> <li>-No.48 デクロランプラスならびにそのsyn異性体およびanti異性体</li> </ul> </li> <li>・No.49～51の番号を修正</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

発行元

セイコーエプソン株式会社

地球環境戦略推進室

本基準書に関するご質問は下記までお問い合わせください。

セイコーエプソン株式会社

地球環境戦略推進室

e-mail : [QA.chem@exc.epson.co.jp](mailto:QA.chem@exc.epson.co.jp)